

予期とゲーム

Erwartungen und Spiele

橋爪 大三郎

Niklas Luhmann は、『法社会学』(1972)において、画期的な法理論を展開した。だが、その実証的な根拠を詳しく検討してみると、必ずしも成功していない、と判明する。

Luhmann は、ひとびとの予期から社会現象の秩序を説明しようとする Parsons の議論を、不十分であると批判し、(i)予期の反身的な関係、(ii)認知的予期/規範的予期の区別、などにもとづく、独自の法の予期理論を展開している。Luhmann の概念装置は、十分な記述的性能をそなえており、Hart の法理学にほぼ匹敵するほどである。しかし、法・規範とひとびとの予期の統合から有機的に導出しようとする、彼の中心的な課題(法・規範の形成問題)の解決を与えることには、失敗している。これは、個体主義的な接近をとる、彼の予期理論の限界であるとみられる。

Luhmann と Hart との対照から、社会理論におけるふたつの接近——個体主義的な接近と空間論的な接近と——が際立ってくる。後者は、実証的な理論としてこれまで注目されていないが、法・規範の形成問題でもその限界をみせた前着にあって、今後の展開を期するべきものである。

- 1 問題の所在 1
- 2 Luhmann の法理論における予期の位置 3
- 3 Hart と Luhmann のパラダイム 11
- 4 Luhmann の予期とゲーム 17
- 5 空間論的な接近へ 29
- 文 献 34

I

われわれが前稿([1984a][1984b])において展開したような、〈言語ゲーム〉論にもとづく法現象の解釈は、少くともいままでのところ、きわめて例外的で、特殊な試みに属する。それは、たとえば権利の主体や、法的人格や、そのほか人間の存在様態を、積極的に前提とすることなしに、議論を出発させる。これは、これまで行われてきた伝統的な議論、あるいは、現に行なわれている正統的な議論と、まったく対照をなすものである。近代の伝統的な法思想においても、また正統的な法理

論においても、法的主体の存在は、まずもって前提とされ、具体化されている。それにひきかえ、個々具体的な法秩序や法規範は、決して前提でも自明の事実でもなく、あくまでも何らかの根拠にさかのぼって正当化され、説明され、もしくは基礎づけられなければならないものである。通常の法思想や法理論は、このようなかたちで、あれこれの法秩序や法規範と批判したり隆讃したりすること、むしろその主要な眼目としている、と言ってよい。このようなわけであるから、あるルール(にもとづいたゲーム)から出発し、それ以上の如何の理路を有しない〈言語ゲーム〉論は、法・規範論としては一歩も二歩も後進したものではないか、という印象を抱くむきがあるのも、避けられないことであろう。しかし、本書が主張しようとするのは、その反対である。われわれの理論によれば、Hart [1961] が失敗をつけたような、〈言語ゲーム〉的な規範理解の仕方こそ、もっともストレートで、方法論的な根拠の堅固な議論である、とえられる。

このような主張のためには、それを、対照的な組合理論とつきあわせてみるのがよい。それが本書の素材、Luhmann の法社会学である。彼は、主体から出発して法規範を導出しようという、Hart の法理学や〈言語ゲーム〉論とはちがう対極的な議論を展開している。われわれは、この Luhmann の議論の検討を通じて、法・規範論におけるふたつのアプローチ——Luhmann 流の、法の予期理論 vs. Hart 流の、法のゲーム理論——の、論理的な相互関係をも首尾よく見通すことができるであろう。

H. L. A. Hart に後継する法理論のなかで、われわれがとくに注目するのが、西ドイツの社会学者 Niklas Luhmann (1927-) の議論である。彼は、法についてもまことに多くの論文をものして、現在もひきつづきその研究を進展させてつあるが、本書では、Luhmann の最もまとまった著述である『法社会学』(Luhmann [1972]) に絞って論じるとしよう*。

* 同書は数年前に、第2版を上梓したようであるが、初版とどのような異同があるのか、現物を手にしていないのでつぎむかひにできない。図書館に所蔵(岩波書店刊)は、もうひとつもなく、第1版に拠っている。

Luhmann の“法理論”は、社会学者の手になったものとしては、出色のものである。

Luhmann の議論をみる場合、頭に入れておいたほうがよいのは、次の3点である——(i) Parsons の業績をつぎ、その構造-機能分析(Structural-Functional Analysis)の影響下で仕事をする、(ii)より現代的なシステム理論の洗礼を受け、その理説を吸収し、かいくぐるも、かから、理論構築を試みていること、(iii)すでにわれわれがみた Hart の法理学の展開を知りうる立場にあり、実際に知っており、その議論との(対抗)関係において自分の法理論を構築していること**。

** 『法社会学』において、Hart への明瞭な言及はわずか1箇所あるだけであって、Luhmann [1972=1977:93]、Luhmann の Hart 評価は極めて低いように思われる。わたしはかつて、Luhmann に Hart への言及がないことを不自然に思い、Luhmann を「かくれ Hart」と想定した。この嫌疑状を射たものであるかどうかはわからないが、『法社会学』を詳しく読みかえしてみると、Luhmann は単に Hart をよく理解しなかった(つまり通用の理解に従った)だけ、とも思われてくる。本書では、Luhmann と Hart とを対照するが、それは当事者らが相互に意識的に対抗している、ということをも必ずしもいみしない。両者の理論的な立場が、その潜在的な可能性において、かような相互的緊張と対立とを孕むべきものである、ということはいみしている。

この上で Luhmann が構築しようとしているのは、ひとびとの予期(Erwartung)の集合的相互作用が法現象をかたちづくることを、分析的に論定する理論である。われわれはこの理論を、Luhmann による、法の予期理論とよぶことができるだろう。われわれの関心は当然、上述の(i)~(iii)といったポイントに留意しつつ、この、法の予期理論の味香を見きわめることに集中する。

Luhmann の法理論、あるいは、法の予期理論一般において、最も興味あるのは、次のような疑問である：

- ① 予期（あるいは、何か予期に相当するような個人に与えられた必然たる心的能力）から出発して、‘規範’であるとか‘義務’であるとかいった、規範的なカテゴリーに到達することができるであろうか？ *
- ② 仮りに ① の理路が裏づけられたとしても、その論法（予期理論）は、直接に‘ルール’を仮設する方法（具体的には、Hart 流の、法の〈言語ゲーム〉理論）にくらべて、何か実質的な利点を有するのであるか？

もしも ① が主張できないとすれば、Luhmann の法理論（あるいは、法の予期理論一般）は、深刻で根本的な疑点を含むことになる。一え、もしも ② が主張できないとすれば、Luhmann の法理論（あるいは、法の予期理論一般）には、とりたてて積極的な存在理由がないことになる。われわれはのちに、これらに回答を与えよう。

* 言うまでもないことながら、当為と存在とは、近代哲学の根柢のなかで、異なったカテゴリーをなすとみなされてきたのであって、両者が一元的な根柢をもつとは、一般に考えられてこなかった。法の予期理論は、この根柢区分を突破する、一元的な議論の試みのひとつである。

以上の疑問に即して、Luhmann の法理論と Hart の法理論とをつぎあわせてゆくと、われわれははたなく、両者の論理的な相互関係について、十分な見取りをうることになるであろう。この具体的な法理論の関係は、実は、Wittgenstein の〈言語ゲーム〉論と、法の予期理論との相互関係に、直結している。われわれが本稿で、Luhmann ひとりの所説を執拗に追究するのは、彼の法理論それ自体の重要性もさることながら、そこに、〈言語ゲーム〉論と対抗しうべき、法・規範の（主体主義的な）実証理論の典型をみとめるからにはかならない。

こうしてわれわれは、Luhmann による法の予期理論の射程を確認することにより、法・規範に関する実証的な〈言語ゲーム〉論の、可能性と必然性とも理解するにいたるのである。

2

Luhmann の『法社会学(Rechtssoziologie)』の論理構築は、‘複雑性の縮減’を主題とする彼独自のシステム理論を、下敷きとしている。Luhmann のシステム理論は、それほど単純なものではなく、むしろ難解とされている。そして『法社会学』(Luhmann[1972=1977])には、その全貌が記されているわけではなく、わずかに一端が明らかにされているのみである。

わたしは Luhmann の論考をいちいち追いかけているわけではないので、Luhmann のシステム論がどんなものか責任をもって解説する立場にない。しかし、『法社会学』の記述からみるところ、それは通用の（一般）システム理論から、突拍子もなくかけ離れたものであるとは、考えにくい*。わたしの判断であるが、『法社会学』にうかがわれるかぎりの論述から Luhmann のシステム論を理解

するとしても、彼の法の予期理論を究明しようとするわれわれの目的にとっては、いさかか不満足がないであろう。『法社会学』はその程度には self-contained な著述である。そこで以下、まず、『法社会学』における Luhmann の所説を、システム理論に即連する言及に留意しつつ、要約することしよう。

* 情報理論の発展やホメオスタシスの概念、制御論的視点などはいりみだれている点では、通常の一般システム論と約同であろう。ただし Luhmann は、後述のように社会システムを有意味なシステムととらえるので、ややモヤモヤしているかもしれない。その辺りを多少読みこんでみると、Chomsky 以来の生成文法モデルと理論に、あるいは Martinet 流の2重分節の理論に、ある程度の並行関係をみてとることができるように思われる。こうした言語モデルとの親近性は、もしあるとすれば、システム論としては異色である。

Luhmann の最大の先行者は、何と云っても T. Parsons (1902-1979) である。Luhmann は 1960 年から 1961 年にかけて、Harvard 大学の Parsons のもとへ留学し、直接教えを受けている。Luhmann は、『法社会学』における自らの立場を、‘機能主義’と称しさえする*。行論のなごここにおいて、Luhmann は Parsons に批判的であるが、この事実が、『法社会学』が Parsons の影響のもとに書かれた書物であるという事情を変えるものではない。

* Luhmann のいう‘構造’や‘機能’は、その定義をみても、Parsons の場合とは相当に異なるものであることがわかる。Parsons が展開した機能主義の議論は、‘構造-機能分析’の名で知られている。われわれは、この立場の理論的可能性について、多角的な検討を加えた結果、それが成就することは不可能であることを、すでに結論した（たとえば、橋本他 I 1984）をみよ）。Luhmann の議論は、これと定式化が相当に異なっている。その結論は妥当しない。むしろ、相互関係論の一種なのではないか、と考えられる。そこでわれわれは、本稿において別途にこれを検討しているのである。

Luhmann が Parsons から受けついで、最も重要な概念は、予期(Erwartung)である。‘予期’という訳語は、郭沫若(村上浩一・六本恒平)のものであるが、Luhmann 自身はこれを Parsons の‘expectation’の訳語としてもあてており（たとえば Luhmann[1972]の、第2巻第2節、注(5)など）、両者は実質上同じものであると考えられている。

** Parsons の‘expectation’の訳語としては、‘期待’が定訳となっている。村上・六本が、これに対して‘予期’という訳語をえらんだ理由は、おそらく、Luhmann が‘予期の予期’などという重畳的な関係に重点をおいている点を特に考慮して、‘Erwartung’を‘expectation’とは異なるものと評定したためであろう。本稿では便宜上、Parsons のものを‘期待’、Luhmann のものを‘予期’と区別して称することにす。これは両者が実質上異なる概念であるという見解に与するものではない。

さて Parsons は、周知のように、自分の議論のなかで‘期待(expectation)’にはなほ大きな位置を与えていた。

まず彼は、『社会的行為の構造』(1937)において、いわゆる‘主観主義的行為理論(voluntaristic theory of action)’の系譜を展望したのであるが、そこで、‘ホッブズの秩序の問題(Hobbesian problem of order)’に着目する。すなわち『社会秩序は、それが科学的分析を受けけるものである限り常に事実的秩序であるのだが、しかしそれが長く維持されるとすれば、何らかの

規範的要素といふものが効果的に機能しなければ決して安定しえないようなものである》(Parsons[1937=1976:152]、傍点は引用者)にもかかわらず、《ホッブズには、ほとんどまったくといっていい程、規範的思考が欠如している。》(Parsons[1937=1976:148]) したがって、《[秩序]問題の真正な解決は、厳密に功利主義的な基盤の上では決して成就されなかった。》(Parsons[1937=1976:154]) ばらばらの欲求を有する諸個人が各人の利害を追求する結果生じる、万人の万人に対する闘争状態は、《まったく秩序といったようなものではなくてまさにカオスそのもの》(Parsons[1937=1976:153]) にはかならないが、ひといて、二の問題の Hobbes 自身による解決、すなわち社会契約のアイディアもまた、満足すべきものではない、と Parsons は断ずる。おそらく彼は、もともと葛城の《規範的な特性》であった(各人の)理性が、事実問題たる社会秩序の出現を直接に導出してしまふのは、行きすぎであり、科学的な態度であるとはとても言えない、と考えたのである。

このような「ホッブズ的秩序の問題」の提示をうけて、つぎに Parsons は、その解決をはかった。それは、『社会体系論』(Parsons[1951])、ならびに『行為の一般理論をめざして』(Parsons & Shils eds.[1951])において、みることが出来る。ここで Parsons の与えているものが、本当に「解決」になっているかどうかは、実はおおいに疑わしい。だがともかく、そののべることをみよ。

Parsons の議論を一口で要約すると、それは、相互行為する2者関係において規範が成立することの「論証」である、と云えるだろう。Parsons を誤ったことのない者のために、内容をかいつまんでのべておく。

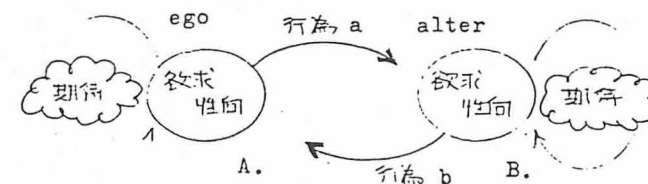
まず彼は、人間の行為を記述する枠組みとして、「行為の参照枠(action frame of reference)」を用意する*。これによれば、すべて行為とは、行為者(actor)と状況(situation)とを不可欠の要素として記述している。行為者は、状況を指向して行為をなすのであるが、そうした一連の行為は、最終的には彼の欲求傾向(need-dispositions)によって動機づけられている。いっぽう、状況は、さまざまな指向の対象からなるが、それらのなかには、当然、他の行為者も含まれている。

* Parsons[1937:44=1976:78]が提出している定式では、行為は、定式上、(1)行為者、(2)目的、(3)状況、(4)規範的指向、の4つを含むとされている。この内、(4)は問題である。事実として、行為はどのような規範的指向を含むであろうか、分析上の単位である行為の概念に、それを包めておくと、「ホッブズ的秩序の問題」を解こうとするに際しては、循環論となる危険がある。

Parsons は行為論を決定論的に、すなわち、状況が行為を決定してしまうというふうに構想しようとは考えなかった。行為者は、状況のさまざまな対象に関して、期待の体系を発展させる。これら期待は、行為者の欲求傾向と、あれこれの行為選択肢をとるかに応じて(contingent to)定まる充足/利益の確率とに關してのみ、偏在化されるだろう、という(Parsons[1951:5])。

さて、つぎに Parsons は、相互行為の過程に注目する。その最も単純な場合のモデルとは、2者モデル(dyadic model)であるが、これは、2名の行為者が、相互に他を指向の対象として見出した場合にはかならない。簡単に図示するならば、次の<図1>のようである。

ここで Parsons が主張したいのは、この2者モデルにおいて典型的に表わされているような、相互行為の体系が、その本性上、安定へと向かい、制度形成へと向かうことである。このことは、期待の概念、ならびに、目標を能動的に追求する行為者において期待がどのような位置を占めるかを考えてみれば、当然の帰結である、と Parsons は言う。



<図1>

2名の行為者 A, B は、行為 a, b をなすのであるが、それは、各自の欲求傾向に照らして最も望ましい結果をもたらすように選ばれる。しかるに、この2つの行為は、互いに無関係ではなく、相互につながりをもっている。このような場合、一入のAの行為は、Bのどのような行為をなすであろうかという期待によって、左右される。Bもまた同じ。Aは、行為決定に際し、自らの行為が欲求傾向に照らしてどのような帰結をもたらすかを予め見通すために、期待を形成する。このことにおいて、Aは1個の不確定性(contingency)をなすわけである。この点もまた、Bも同じである。AとBとが、彼らの期待において、互いの行為を顧慮するとすれば、そこに、2重の不確定性(double contingency)が成立している。

ここからの Parsons の議論は、大変解りづらい。ひとつの原因は、彼が、所定的前提から帰結を導出してゆく論理的操作(論証)と、経験的事実の一般化とを、区別しない(できない)で取回しているためである。これは困りものだが、一応すべて論証の試みだと解釈することにして、その先を追おう。

自我がどう行為すべきかという期待を、役割期待(role-expectation)といい、他がどう行為するであろうかという期待を、サンクション(sanction)という。このとき <図1>にみるように、《自我にとって(役割)期待であるものは他がにとってサンクションであり、他がにとって同様に》(Parsons[1951:40])という関係が成立することになるが、これを期待の相補性(complementarity of expectations)という。これは、ゲームの理論の一般的な概念とそっくりであるが、これだけでは、両行為者の行為が均衡値をもち、そこで安定する、とはとても言えないことは明らかである。Parsons はここで経験的な事例を持ちだし、いろいろのべているが、唯一明確なのは、次の主張である——《相互行為体系が安定できるための基本條件は、与えられた価値指向基準の体系との同調性その行為者たちの利益に結びつくということなのである。》(Parsons[1951:38=1974:44]) これは、もしもある規範(ないし社会秩序)がすでにひとびとに知られていて、現にひとびとがそれに従っており、しかもそれからの逸脱に十分な罰が課せられているとき、そのもとで相互行為体系は安定する、という主張に等しい*。Parsons 自身がこれを、「ホッブズ的秩序の問題」を解決する論証である、と信じたかどうかはともかく、これは、論点失取でなくて、何であるのか**。

* 規範が与えられ、そこからの逸脱に大きな罰が課せられることは、たしかに相互行為体系が安定するための、十分条件ではある。われわれはこの解を、「規範解」とする(佐々木[1982:3f])。

** Luhmann も Parsons の考えを知らない行論には手を貸したとみえて、『法社会学』においても、たとえ《パーソンズに規範的な問題解決の技術……》(Luhmann[1972=1977:23])などと皮肉をのべている。

Parsons のこうした議論に対しては、的外れのものを含め、多くの批判が寄せられてきた。Parsons の議論が全体にどこかズレておらず、整理と補修の必要のあることは、機能論者もみとめるところであった。1960年代にわが国で推しすすめられた「パーソンズ理論の再構成」も、このような努力のひとつであると言える*。

* われわれの構造-機能理論批判から言えは、*ほらほらな欲求をもった行為者の行為からなる社会体系*という当初の設定に、そもそも問題があることになる。われわれは、仮設構成体としての「機能要件 (functional requisite)」に、方法論上の難点をみとめたが、行為者の「欲求」もまた、これと同様の危うい仮設と考えるべきものといえよう。詳しくは、橋爪健[1984]などを参照されたい。Luhmann の議論は、少くともこの種の批判にたえらるるようになり、組み立てられている。

Luhmann は、「ホッブズ的秩序の問題」に関する Parsons の解決を、不十分とみるものとみなした。Luhmann によれば、《他者の行動は、既定の事実として予期することはできず、その選択性において、すなわち他者のもろもろの可能性からの選択として、予期できなければならぬ》。したがって、《他者の予期をも予期できなければならぬ》(Luhmann[1972=1977:39])の、Parsons の議論にはこの種の配慮がみとめられないのである。彼は、こう結論づける：

《パーソンズの予期の相互性の理論は、遠慮ながら、この重要な側面をあまりにも安易にうやむやにしこしてあり、それゆえ、現実の理論の十分な基礎づけとなりうるものではない。その原因は、行為者を個人と考える、規範的には前社会的な (ホッブズ的な) 考え方にあり、この個人は、自己の利益の満足と権威化されるものとされ、したがって外的または内的な制裁に順応するものとされるのである。それゆえパーソンズは、相互的な制裁行動による相互協定の予期の学習のみをとらえたにすぎず、主観的な予期構造およびその中に構築される——他人の予期を予期する——主体自身の同定をとらえてはいないのである。したがって、彼にとりては、予期の相互協定性 (= 期待の相互性: 引用者注) とは、とりもなおさず行動の同調性ということになってしまふ。こうして、予期の予期がなされる危険は見すべし。そのために、そこに生ずる特殊の対立の源泉や亀裂が見すべし。まさにこの対立の源泉や亀裂に関連してこそ規範が機能をもつことになるのに。》(Luhmann[1972=1977:45])

こうして Luhmann は、Parsons のモデルから、実体的な効用の概念を抜き取り、予期の予期 (さらに、予期の予期の予期……) の概念を付け加えるところに、新たに彼の議論を出発させる。

Luhmann によれば、《人間は意味的に構成された世界に生きているのであり、人間にとってのその意義は、人間の生理機構によって一義的に規定されるのではない。》《世界は、人間に体験と行為のきわめて多数の可能性を示す》のに対して、現実の《行為する能力はきわめて限られている。》(Luhmann[1972=1977:37]) そのため、人間はつねに複雑性に直面し、不確定性を経験せざるを得ない。複雑性 (Komplexität) とは、《現実化される以上の可能性が常に存在する》こと、不確定性 (Kontingenz) とは、《次に来る体験の可能性として指示されたことが予期されたのとは別様に生じうる》こと (Luhmann[1972=1977:38])、をそれぞれいみする。

Luhmann が定式化しているのは、古典的な言い方では人間の「自由」である。それゆえに人間は、複雑性をまえにして選択を強制され、不確定でありながらも予期を形成するのである。

人間の「世界」は、複雑性と不確定性が構造的に確定されたものである。「世界」のさまざまな意味あるもののなかで、他の人間の重要性に注目する点でも、Luhmann は Parsons と軌を一にする。

《これ (= 他の人間の存在: 引用者注) によって始めて、およそ完全な意味での複雑性と不確定性が形成されることになる。》ひとりの人間の知覚の場面においては、単純な不確定性があるにすぎないが、それはいまや、《社会的な世界における二重の不確定性へと高められる》(Luhmann[1972=1977:38f])。Luhmann は、「二重の不確定性」なる概念に、Parsons が与えた以上の意味のひろがりを与えたが、これは、人間の集合態についての Luhmann による描像である、と見てよいであろう。

このような二重の「二重の不確定性」に対して、社会秩序が安定的に出現する秩序を考察するため、Luhmann は「予期」概念に、新たな位置と一重の重みを与える。《二重の不確定性に対しては、これ (= 単純な不確定性: 引用者注) とは別種の、はるかに複雑で、はるかに多くの前提の上にたてられた予期構造、すなわち、予期の予期 (Erwartung von Erwartungen) が必要である》(Luhmann[1972=1977:39])、というのだ。

Luhmann における予期概念の充実、一方では、単純な予期から、予期の予期、予期の予期の予期、……、という、予期の反射の定立に向けられた。《対立の発生現象、および解決のレベルも、ほとんどの場合、予期を予期することに求められる。》として、《日常的な共同生活の予期構造》は、一般にも、と《幾重にも入り組んだ構造》をもって、《見通し切れぬほど多くの層をなして積み重なっている。》(Luhmann[1972=1977:40f]) もう一方では、予期を動態的にとらえることに向けられた。ここから、Luhmann の法理論にとっても、とても重要である、認知的予期/規範的予期の区別が生じてくる。

事実/規範の古典的な二分法に、Luhmann は反対する。規範 (ないし当為) は、たしかに《抗事実的な性格をもっているにもかかわらず……事実的である。》《規範的なものの適切な対立物は、事実的なものであるのではなくて、認知的なものである。》(Luhmann[1972=1977:50f]) 彼女、予期と、上述の2つに下位区分するのも、こうした観点にもとづく。

認知的予期 (kognitive Erwartung) とは、予期に反した現実があらわれた場合に、それに適応する (すなわち、予期の内容をあらためる) 予期である。それに対して、規範的予期 (normative Erwartung) とは、予期に反した現実があらわれた場合にも、予期を固執して変化させないような予期である。予期には違背がつきものであるが、この2つの予期の区別は、違背処理についてどのような方式をとると予定しているか、をめぐり区別である。この区別は、《学習の用意ができているか、それとも《違背から学ばないという決意》をもとにあるか、と見かえてもよい。心理学的「学習」概念との関連をつけることで、Luhmann は、自分の議論の方法論的な強化をはかっている (Luhmann[1972=1977:50])。

規範的予期は、固定的な予期である。行為者の行為は、こうした予期のもとでは、安定したものであるにちがいない。実際、規範が成立しているならば、この種の予期が流行するであろう。Luhmann はさらにすすめて、次のように言う：《規範とは、抗事実的に安定化された行動予期である》(Luhmann[1972=1977:50])^{*}。

* この定式の示すように、Luhmann のアローキによれば、規範の有無は、予期 (の変容) × 行動 (の変容)、として検出できることになる。しかしこれは、規範が、予期 (の変容) × 行動 (の変容) によって生成される、ということとは別である。Luhmann は自らの議論を、予期による現象の生成を論ずるものとして構想したいようであるが、その意図が成就しているかどうかは、後述のように、最も重要な論点である。

（行動）予期は、各行動者がまちまちに行なうものであることから、それが規範と合致することを目指すために、予期相互の整合性を考えてみなければならぬ。Luhmann は、ここで、2重の選択性（Selektivität）の概念を提示する。これは、日常の伝達過程においては、次のようにあらわれる：《誰かが多くの選択可能性の中から一つを選んで伝達し、その伝達の受け手は、これをもはや選択されたものとしては扱わず、事実として、すなわち自らの選択の前提として扱う》。《ここでは、すでになされた選択の結果にさらに別の選択が連結される》（Luhmann[1972=1977:48]）。2重の選択性の好例として、彼は言語をあげている*。

* 言語の豊かな生産性は、たしかに、《可能な意味の「コード」をあらかじめ選択しておくことによって、その時々を言い方をすばやく、よどみなく、有意義に選択することを可能にする》（Luhmann[1972=1977:48]）という過程によって支えられている。これは A.Martinet のいう「2重分節」に相当しよう。しかし、この場合の選択の2重性は、言語の体系のなかで臨時的に組み上がっているのだから、決して伝達の過程のなかで相前後しつつ運送することのうちはない。しかるに Luhmann は、この相違をあえて混同しているように思われる。「2重の選択性」概念は、言語学からの示唆を受けたものかもしれないが、そうであるとするには、問題がある。

Luhmann の理解によれば、われわれの社会はこのような2重の選択性によってみだされている。2重の選択性のもとでは、当初の選択は所与の事実として固定されているのだから、それに見合った安定性もたらされている、と考えることができよう。このような機能に注目して、Luhmann は（社会の）構造を定義する。すなわち、構造とは、《2重の選択性を可能にすることによって選択性を高めること》（Luhmann[1972=1977:48]）である。

さて、構造はつねに違背の危険にさらされているが、違背に対しては、認知的予期を制度化する、規範的予期を制度化する、の2通りの戦略がありうる。社会は、この2戦略を適宜使いわけながら、この2重戦略によって、《もろもろの現実適応の必要と予期の不変性との間に妥協をはかることができる》、《あらゆる構造が違背の危険を緩和され、その危険はあらかじめつくられた形式による問題処理へと導かれる》（Luhmann[1972=1977:51]）。このような構造の一角を占めるのが、規範——制度化された行動予期——であることになる*。

** ひとつの規範的予期から、どのように規範が生成しうるかは、Luhmann の法理論の重大な論点であるが、われわれはあとでこの点につき詳しく論じるであろう。

Luhmann はつづけて、法の規範的進化についての主張をかかげる。すなわち、まず《単純な社会》においては、《認知的予期と規範的予期とが不明瞭で漠然としたかたちで混在している状態》（Luhmann[1972=1977:51]）がみとめられるはずである。《法は、全体社会システムの境界と選択様式を定める一つの構造》（Luhmann[1972=1977:151]）であるが、増大する複雑性に対応する進化をとげるであろう。Luhmann は、構造変化についての仮説として、《(1) 全体社会システムは、その複雑性が増大するにつれて、分析的な部分システム形成から概念的に特定されたそれへと再編される》、《(2) ……この発展は、法の領域では単一の、法に特異な相互行為システム（すなわち予期）が分離されてくることにより推進される》、《(3) 法そのものは、全体社会のレベルにおいて、認知的予期と規範的予期との区別が進むことによって自立化》する（Luhmann[1972=1977:156]）、の3つをあげている。こうした進化の見易い段階として、彼は具体的に、原初的な法/高文化の法/実定法、の3つの段階を掲げる。

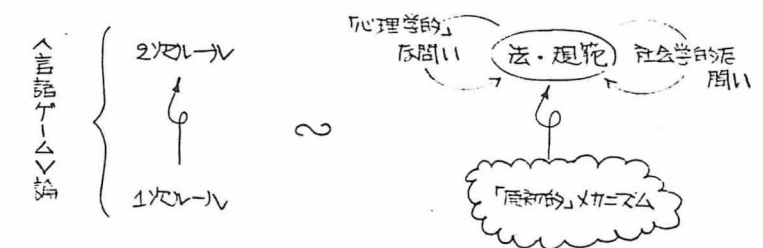
『法社会学』の大半は、このように段階を追って発展してゆく法についての考察によって占められている。経験的データのちりばめられたその議論は、興味深い。ここでは一切言及せぬこととして、はじめの「予期理論」が理解できるなら、Luhmann の法理論の核心はおさえられたことになるはずであり、その後の法進化の理論も、わけなく追えるであろうから。

*

このように Luhmann の法理論においては「予期」の概念が、Parsons の場合とくらべても比較にならないほど圧倒的に重要な、中心的な位置を占めている。Luhmann はどのような企図のもとに、彼の法理論をこのように構築したのであるのか？

Luhmann が予期概念に託したものは、法・規範の分析論である。彼は言う、《これまで提示されてきた法社会学のなかには、法の根幹まで達したものはいくつも無い。……それによれば、当然に、経験可能な、しかしそれ以上分析下可能な経験的性質のものとして、すなわち法生活の根本「事実」として前提されている》。《もっと深くつき進むためには、当然という事実をまずもって分析しなければならない》。しかし、これを、《「心理学的」な問いとして性格づけ……片づけ》てはならない。《いわば前心理学的であると同時に前社会学的な研究領域が存在する》。《その領域のなかには、法によってみだされる独自の秩序要求の根源が見出されるはずであり、同時に、そこには、法を形成する原初的な構造および過程の基礎が求められるのである》。Luhmann は、この領域で設定される問題処理のメカニズムを、《「原初的」メカニズム》とよんでいる（Luhmann[1972=1977:33-35]）。

Luhmann は、制度化した法・規範を基礎づけようとする、この「原初的」メカニズム——これを、Hart がその法理論で展開した、法的ルール



<図2>

するものではないだろうか？ もちろん Luhmann の法の予期理論と、Hart の法の「言語ゲーム」理論とのあいだには、後述のように趣がたい懸隔がある。それにもかかわらず、経験可能な法・規範の基底に、それを生成する抽象的なメカニズムを設定しようという理論構成をとる点で、われわれは Luhmann の議論を Hart のそれと対等するものとみなさないわけにはいかない。

Luhmann の構想した分析論的、分析的な意図とは、法・規範を、議論のなかで前提すべきものとして実体視してしまうかわりに、それより微細な諸々の実体やそれらをめぐるプロセスへと分解すること、にはかならない。このプロセスが「原初的」メカニズムであり、予期は、そこにちりばめられている、法・規範の実体的な構成要素である。Luhmann は、単なる予期ばかりではなく、予期の予期、予期の予期の予期、……といった、反射によって重畳された予期の概念系列であるとか、後述する「投射」など、一連の概念を分析的用具として準備している。こうした準備の周到さにおいて、あきらかに Luhmann は Parsons を凌ぐものである。しかし、その分析的な意図——これによって、Luhmann は、「規範」（ないし「当然」）の概念を、伝統的な神秘的実体視からときほなし、より明瞭で操作的な諸概念の概念へと解消すること、ひいては、規範/事実の2元論を社会理論の内部で受容

し、1 元論に再生させること——を達成するに十分なものであるかは、また別の話だ。

われわれが Luhmann の法理論に見出すのは「予期」による規範生成論の典型である。それは、予期理論の立場から可能な論点を、ほとんど出しつくしている、と言ってよい。そこでわれわれは、つぎのように問おう：

(1) 予期による規範の生成は、Luhmann の法理論において、成功しているであろうか*？ ——
すくなくとも、Hart の法理学が法秩序の分析に有効であるのと、同程度において。

(2) Luhmann はともかくとして、一般に、法の予期理論は、法の〈言語ゲーム〉論を凌駕するものであるか？

* 分析と生成とは、この場合、同一の理論的努力の2側面にあたる、といえるであろう。一方で、Luhmann の分析的な企図が成就されたなら、彼はそのとき同時に 法・規範の生成を立論すべき規範——予期とその概念系列——と理論を 手にしたことになるから。

これに対して、われわれは以下を論ずる。つぎのような結論を下すであろう：

(1) Luhmann の法の予期理論は、Hart の法の〈言語ゲーム〉論と同程度の、記述的性能をそなえている。すなわち、Hart の法の〈言語ゲーム〉論が創出し、識別するのとほぼ同様の法・規範現象の枠組を、予期概念（の系列）によって記述しわけることかできる（第3節）。

(2) しかし、Luhmann が彼の『法社会学』において試みた、予期による法・規範の生成理論は、成功していない。すなわち、法・規範を予期とその概念系列によって基礎づけようという、Luhmann の分析的な企図は、成就されない（第4節）。

(3) 一般に、法・規範系の現象を論究しようとする場合、予期理論をもって〈言語ゲーム〉論に代替することはできない。予期理論への固執は、実証的な社会理論についての個体主義的な偏見に由来するものであって、〈言語ゲーム〉論に対する理論的優位性を保ちえないものである（第5節）**。

* Hart の、法の〈言語ゲーム〉理論については、橋爪【1984a】【1984b】を、さしあたり参照のこと。

3

Hart が彼の法理学をどのように構成したかについては、『法の言説技術論』ですでにのべておいた（橋爪【1984b】）。本節では、Luhmann の法の予期理論が、それと同程度の、法・規範現象の記述的性能を有することを、明らかにしよう。そのため、われわれは、Hart の法の〈言語ゲーム〉論の主要論点と、Luhmann の所説の該当箇所とを、比較対照することを試みる。両者は、細部においてはもちろん喰い合わせをみせるものの、基本的にはほぼ同型の論点を追いつけている。この平行関係は、両者がいずれも法現象という同一の事象にかかわるという事由による以上のものだ。

ここで Luhmann と Hart のありうべき相互関係について、考えてみよう。

Luhmann は、Hart に後続する世代の者として、まともな Hart の所説（たとえば、Hart【1961】）について、十分知りうる立場にあった。また実際、Luhmann は、『法社会学』の執筆にあたって、Hart の『法の概念』に目を通してしている。これは、Luhmann の付した1箇所の注によって知られる（Luhmann【1972=1977:93】、第2章第4節の注(25)）が、この注は、全体とのバランスから考

えて、きわめて小さなものであり、Hart への言及もはたはた素気ない。Luhmann は確かに Hart を読んでいたが、Hart からの影響関係を明示的に承認したことは、いっどもない*。これに対して Hart の法理学は、Luhmann の影響が及ぶうるはるか以前に形成された。今後のことはいわず、少なくとも現在われわれの目にふれる Hart の所説は、Luhmann の議論とは独立のものである、と考えられる。

* 議論が十分に交錯しあうはずであるにもかかわらず、Luhmann が Hart をほとんど無視するかたちになっている点については、いく通りかの考えが有りうる。ひとつはことさら Hart を無視するのがかえって怪しいと腹んで、Luhmann を「隠れ Hart」とみなす説。またひとつは、Luhmann は Hart を理解せず（あるいは立場のちがいがから、Hart をよく理解したいとも思わず）、本当に Hart に正しい評価しか与えていない、とみる説。私はこれまで、漠然と前者の「隠れ Hart」説をとってきたが、上述の注を仔細に検討すると、後者が妥当するようである。そうであるとするれば、Luhmann は最も強力な仮説論敵を眼前にしないまま、彼の法の予期理論を構築したことになる。

このように、Hart と Luhmann の間には、事実的な影響関係を確立するわけにはいかない。したがって、われわれは、両者のあいだに行きわたる親近性をみとめてしまうことのないよう、留意すべきであろう。そのうえでわれわれは、両者の議論のあいだに、以下に示すような広汎な対応関係を見出すことができる。

Hart の理論の中心が、ルール概念に存すること、ならびに、ルール概念は〈言語ゲーム〉の積極的=実証的(positive)な様相であることは、すでに『法の言説技術論』等で論じておいた。そこでまず、Luhmann にはこれに匹敵するルール概念があるかを、問題とすべきであろう。

もちろん Luhmann にしてもわれわれと同様、ルール(Regel 準則)の概念なしにすまずことはできない。《およそ社会的な共同生活があるところ、それは規範的準則の下にある》(Luhmann【1972=1977:1】)。《社会システムは、「人々」が従う客観的で有効な予期を安定化させる。……予期は、規範の指定、行為の限定、心算のルール等によることもできる。》《重要なのは、それ(=準則：引用者注)が、予期の予期を規制するのに役立つ、ということである。》(Luhmann【1972=1977:43】)《たとえば、われわれの文化圏では、……他人の面前ではまどろんだりせず何かをするかを考えるかしているように見せなければならぬ、という高度に自明の生活準則がある。》(Luhmann【1972=1977:52】)《意味的な固定が……より抽象的な予期類型に関係づけられ、その予期類型が恒常性を保ちながら個別の予期を生み出すための準則として機能するならば、……そこから来る要求は処理可能……になる。》(Luhmann【1972=1977:96】)《……そのような準則の適用条件が特定されている場合に、われわれはその準則を「ロウラム」と呼ぶことにしよう。》(Luhmann【1972=1977:100】)《道徳的秩序は、……長期的に見て有利な行為の準則として現われる。》(Luhmann【1972=1977:202】)——しかし、これらは主として、ルールが存在するという経験的・具体的事実を確認する言明であるか、あるいは、通用のルール概念を採用しての論述であって、Luhmann は決してこうした概念を素材に議論を構築しようとはしていない。

Luhmann は言うまでもなく、われわれと同様にルール概念を保持しているが、それは、説明要因であるよりもむしろ、説明すべき対象である。そのかわりに Luhmann が依拠する概念は、すでにくりかえしのべたように、「予期」である。説明要因としての予期は、諸個人の発揮する心的な機能ではあるが、社会的な起因によって形成されたもの——たとえば、慣習や、技能や、内面化や——

であってはならない。予期は、社会的な、少くとも、法・規範外的な、事象でなければならぬ*。

* Luhmann は予期に関して予想される誤解をさけるため、それが心理学的な考察の段階より以前のものであることを、ことわっている。正当にも Luhmann が指摘するのであるが、いわゆる心理学的な接近は、法・規範を追究する社会学的営為を基礎づける位置にはない。《心理学的還元主義者の眼には、心理学は、個人の行動についての科学として、社会学よりも高い独立性をもった理論に到達しようように見える。しかし、そのせい、心理学自体も、社会学と同じく、高度に複雑なシステムについての科学だということが見のがされている。》(Luhmann [1972=1977:34]) それゆえ、彼は、《いわば前社会的であると同時に前心理学的》な研究領域に、法・規範を形成する《「原始的」メカニズム》を想定し、そこに予期を位置づけたのである。

予期の概念を、われわれの観点から簡明に規定しなしてみよう——予期とは、各自の身体の内面に生起する、局所的(local)な事象であって、事実の実際的な生起に先立ってその面影を各自に与える**。ここで「内面」というのは、予期の実態と、その身体の外形的な挙動から一般にうかがいしることができない事実をさす。(あるいは、ほぼ同じことだが、予期の概念を、身体の観察可能な外形的な挙動に解消しつくせないことを、含意する***) 予期する当の身体にとっては、自らの予期は、自らの経験する外的な現実から途切れなく連続しており、そこに「内面」を区画すべきかなる境界も見えきかないとみえるかもしれない。しかしそのような視野こそ、その当の身体と観察する観念に対しては、露わとなることのできないものであり、即ち「内面」なのである。

** 「局所」とは、「全域」=諸身体の集合性(collectivity)あるいは空間(space)、との対照における概念であって、各自身体の圏域に問及する事象であることという。この、局所/全域(locality/globality)という場所論的(topological)な概念対は、Durkheim 的な課題意識の Foucault 的=微分幾何学的な表現でもある。

*** このように考えるのでない、Luhmann の定式による「規範的予期」の概念は成立しない。

Luhmann の議論の方法的な独自性は、このように対立された予期の概念が、ルールあるいは法・規範とどのように接触するかを示そうとした点にある。

さて、ここまでで、Luhmann の議論における予期とルール(準則)の関係を理解したので、つぎにわれわれは、Luhmann の法の予期理論が、Hart の法理論による(法的)ルール(にもとづくゲーム)の諸概念をそれぞれ簡明に描きわけているかについて、逐一参照してみる。

まず第1に、言語ゲームとルールの概念について。言語ゲームについては、概念の性質上、Luhmann には積極的な言及がなくて当然である。だが、あえて理してみると、すでに紹介した《「原始的」メカニズム》がこれにあたる、と考えることがわかる。《この概念は、……あらゆる法形成にとって必要な普遍的・恒常的な前提条件を意味するとともに、それを構成する過程を意味している。それは、原始的なシステムにのみ特有のもの、あるいは小集団におけるフェイス・ツウ・フェイスの相互行為過程にのみ見られるものではなく、高度に複雑な現代の社会においても前提されなければならないものである。》(Luhmann [1972=1977:35]) このメカニズムは、その内部に一連の予期を胚胎すると同時に、法・規範を形成する(こともできる)ものであり、われわれの理解によれば、Hart の法理論における(1次)ルール(にもとづくゲーム)に相当するものである。

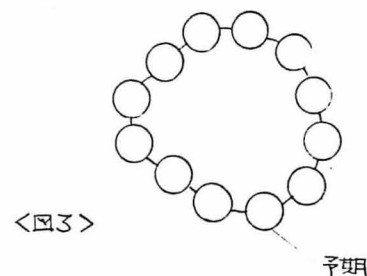
予期は、(観察可能な具体的生理事象などではなく、仮想的な内面の事象であるが、)このメカニズムに参入する各自がめいめいに遂行するものである。ひとつひとつの予期を、いまビー玉玉にたと

えるとすれば、このメカニズム、あるいは、ルール(にもとづくゲーム)は、ビー玉を置く系にたとえられよう(図3)。

予期理論の主張からすれば、(終極としての)予期と、ルール(にもとづくゲーム)とは、互換的とみられるはずである。実際、Luhmann は次のように示す:《準則への志向によって、予期への志向は不要になる。》《準則のおかげで、人は、それに違反する者は間違っている行動したものであり、その予期と実際との食い違いは自分の間違った予期にはなく他者の間違った行為に帰責せらる、という前提

に立つことができる》(Luhmann [1972=1977:44]) このようなルール(準則)と予期との互換性のもとでは、人は、ルールのあるゆえに(規範的)予期が生ずる、と信じることも、また、予期のゆえにルールが生ずる、と信じることもできるであろう。しかし、すぐに気づけて、《実際の体験と行動においては、現実的かつ具体的に予期ないし予期の予期を正しく予期しうる場合には、そしてその限りでは、人は、つねに右のような準則を齟齬することからできる》、とのべる Luhmann は、ルールの基底に実体的な予期をみとめるのである。

ルール(にもとづくゲーム)



つぎに、ルール一般/社会ルール/法的ルール、あるいは、言語ゲーム一般/社会ルールにもとづくゲーム/法的ルールにもとづくゲーム、の対比についてみてみよう。

Luhmann は、Hart の上述の対比に匹敵する線を、《前規範的な予期層》/《規範》/《法》、のあいだにひいているようである。《前規範的な予期層》は、《規範》から、5つのメルクマールによって規制されるが(Luhmann [1972=1977:54])、その中心的な特徴は、《予期の認知的要素と規範的要素とが不可分の統一をなしていることに在する》(Luhmann [1972=1977:53f])。この《原始的》で《最下層の行動予期》が、人間的・社会的行動の基盤をなすと位置づけられていることは、そこからの逸脱が「狂気」とみなされるという Luhmann の記述に明らかである。いっぽう Luhmann は、《法とは、社会システムの、規範的な行動予期の整合的・一般化に依拠する構造である、と定義する》(Luhmann [1972=1977:117f]) とのべているが、これと《規範》——《抗事実的に安定化された行動予期》——との関係はどのようなものであろうか? 《規範》にあっては、各自の規範的予期は認知の予期から明瞭に分離しているが、それらは必ずしも整合的ではない。これに対して、《法》においてはその整合性が保障されている。ここで、2通りの解釈が可能である。i) 《法》における整合性の保障が、「ひとつひとつのあいだで整合性を確認できる」、すなわち「予期の整合性を確認する別個の手続きが存在する」という意味だとすれば、《法》とは、Hart のいう2次ルールあるいは「可視的な法」ということになる。ii) 《法》における予期の整合性が、たんにルールの特質だと考えられるべきならば、《法》は法的ルールに相当することになる。この場合、《法》と《規範》(社会ルール一般)との識別が問題となるが、Luhmann は、《法》の習俗ならびに言語との連続性に注意をうながし、Hart と類似の見解を示している。以上 i), ii) のいずれにせよ、《規範》の概念的な確定に、問題が残る。

Luhmann のように予期理論によって法・規範概念を構成しようとする場合、(全体的=客観的な)《規範》は、ひとつひとつの規範であると信じるもののなかから選びだされる、というロジックをうむ。これが《規範の過剰生産》である。すなわち、《日常生活の予期がすみずみまで規範的性格を帯びた

ものである」ため、《規範の選別生産が生ずるに至る。こうして、比較的安定しており維持可能なものもある規範が、社会システムに統合されるよりも——したがって法となりうるよりも——はるかに多く存在することになる。」(Luhmann[1972=1977:71]) この、規範の選別をあらわす不等式(《法》<《規範》)は、法的ルールが社会ルールの部分集合であるという Hart の包含関係と、ひとまず対応しよう。

※《規範批判》とは、《規範》の構成要素である規範的予期が、各自の身体(箇所)から発して、全域へと不断に向かうバクトルだ、と考えてよいだろう。実際、Luhmann は、《右のような現象を、単に主観的なものにすぎず拘束力をもたない予期であるとか、まだ本当には法ではなくいずれにしても法生成の前段階にすぎない規範批判であるなどと説くのは、間違ひ》(Luhmann[1972=1977:71])である、と注意している。

《それと別の社会は、----多様な規範的予期を許容し----なければならない。そのため、いくつかの規範批判がたかひに衝突し、ある人の規範が他の人にとって違背となる、ということは全く通常の現象である。》(Luhmann[1972=1977:75]) このような《予期相互の矛盾》は、「身体の内層を求めてせめぎあうルール環同士の衝突」と理解することが出来る。

Hart は、法の識別に関して、「責務を課すルール」に注目し、このルールを1次ルールとする重層的なルールの集合として、法の体系を理解した。これと並行するのは、Luhmann の、《帰責(Zurechnung)》の概念である*。《それ(=違背行動の逸脱として体験されるという事実:引用者注)は、規範と行動との乖離について帰責の一態様にはかならない》(Luhmann[1972=1977:65])。こうした《帰責》の理解によれば、それは、《規範》のあるところいたるところに、見出されることになる。これは、「責務」を特別な1つのルールととらえた Hart の場合よりも、大幅な拡張になっている。《帰責》は、各自が人でにならざるものであるが、それゆえ《規範》の存立と矛盾しないことも、Luhmann は互い予期によって説明する。《予期の予期というレベルにおける事前の了解のおかげで、一義的な帰責がなされる。》(Luhmann[1972=1977:65])

※《帰責》に関連して付された注のなかで、Luhmann は、責任の帰属に関する Hart の論文(Hart[1951])にも言及している。

さらに、ルールの複合については、予期理論はどのような見通しを与えるであろうか?

Hart の場合、議論は、1次ルールと2次ルールとの結合として定式化されていた。われわれはこれを、言語ゲームに因与する言語ゲーム、すなわち複言語ゲームとして理解した(陰川[1984b])。これに対して、Luhmann は、法の進化の図式を支配にたてている。

法進化の図式も、法の経験的な諸様態を下敷きとしているが、その限りでは、他の経験的な法の研究と向ら異なることはない。そこで Luhmann は、システム論を採用し、法に因らる一般に複雑なシステムの進化のための、3つのメカニズムを想定したのであった(4p.9)。しかし、法の予期理論にとって重要なのは、ルールの複合へむかう法の発展にむけて、予期の概念によるどのような理路を用意できるか、である。Luhmann も言う、《規範を上位規範によって基礎づける法解釈理論----法源のヒエラルヒーによるこの基礎づけの代りに、われわれは、予期の予期という反動的過程に基礎づけを定めるのである。》(Luhmann[1972=1977:58])

単純な予期(の配列)がルール(にもとづくゲーム)と互換的であったのだから、ルールの複合もしくは複言語ゲームを記述するには、予期同士の特殊な関係に頼らなくてはならない。上述の、予期の《反動的過程》、さらに、《予期の選別を形成》する《意味》(Luhmann[1972=1977:95])、

全体社会において、《法》が《一つの特別な予期構造としてはっきりと分離され》るようになること(Luhmann[1972=1977:143])、などがそれである。

《----一方における社会の複雑性および分化と、他方における歴史的制度性の過程との間の乖離の増大に対処する》ために、《法に因りて全体社会的拘束力をもって決定を下すべき特別の役割および部分システムを分離させること》(Luhmann[1972=1977:88])が実際に生じたことは、経験的に首肯できる。そしてこの分離は、《行動予期を制度にすることの制度化というかたちをとる》ことで、この発展した法のシステムに特徴的な、新たな予期のタイプをもたらすのである。(たとえば、《裁判官の規範的予期を認知的に予期する可能性》)。(Luhmann[1972=1977:89]) しかしながら、このような発展の生じる究極因は、予期理論の内部にではなく、つねに複雑性を増大させてやまないシステムの本性という、外生的な要因に拠りあてられているようである。

Hart の法理論においては、われわれの理解によれば、このような法の発展は「権能を付与するルール」と、そこからみだされる「部分ゲーム」にみちびかれていた。これに匹敵する Luhmann の議論は、つぎのようである——まず彼は、規範的予期を実効あらしめるメカニズムの複合として、《行動予期の制度化》なる概念をもち、これを《第三者がもつて想定される予期の予期によって支えられうる程度を示す概念》である、とする(Luhmann[1972=1977:76])。《第三者》とは、予期者/行動者の二極的な対立にニュートラルな、潜在的な予期者=行為者であるわけだから、まさにあるルール環の成立の象徴にはかならない。ルール環のなかでは、《すべての者が相互に他にとって潜在的に責任を負う第三者だと言える。》(Luhmann[1972=1977:76]) ついで彼は、《責任を負う第三者として重視される人々の範囲をしばる》(Luhmann[1972=1977:86])ことによって、《より狭い「道徳集団」が制度化的同意をもつようになる、と考える。——なるほど、これは、「部分ゲーム」の成立にともなう予期の様相であろう。しかしなぜ、《第三者》の範囲がしばられるのかは、知られていない。

Luhmann の理解によれば、《行動予期は、具体的人物、一定の役割、一定のプロケラム(目的や規範)----に因りづけられうる》(Luhmann[1972=1977:98])、という。(人物や役割から相対的に独立に《準則の適用条件が特定されている場合に、----その準則を「プロケラム」と呼ぶ》(Luhmann[1972=1977:100])。《プロケラムは決定を助けるとともに予期を助けるという二重の機能をもっている》。ここにいう《プロケラム》は、「権能の付与」によって生じた「部分ゲーム」のルールな、可視的となったもの、と理解してよいであろう。なみづく、《プロケラムに従った行為は正しいものとされる》(Luhmann[1972=1977:100])というのであれば、それは「法の妥当性」を承認する「承認のルール」(ある種のルールの相互関係)にはかならない。

この上にとって、Luhmann は、《制裁》《手続》《プロケラム》の結合として、発展した法の体系を記述する。《制裁》とは、《予期の実効的貫徹による違背処理の規範》(Luhmann[1972=1977:113])、である*。《制裁-手続-プロケラムという三つのメカニズムの結合は、一般に行なわれている法の定義の各メルクマールを示している》(Luhmann[1972=1977:115])。これは、Hart の3つの2次ルールとも、1次ルールと2次ルールとの結合の図式とも、概念的には合致しないけれども、Hart や他の寄与の議論同様、発展した法の体系の制度を記述しよう。

※《制裁》は、ある《規範》の実効性を問題とし、その実効性を確保することを課題とする。しかし、《制裁》は、それ自身もまた《規範》であって、それ自身の実効性を課題とすることはできない。この非反照性(irreflexivity)に、下位ルール/上位ルールの問題構造が潜伏している。

Hart のルール概念の重要な論点のひとつに、内的視点/外的視点の区分があり、わかれはこれを、言語ゲームの、規範=事実の2重性として理解した。さいごにこの点を、Luhmann の議論のなかで押えてみよう。

Luhmann の法の予期理論は、その出発点において、認知的予期/規範的予期を区別した。二ですでに、規範=事実の2重性は、暗黙のうちにも主題としてとりこまれた。と言うことができる。《事実的なものと規範的なものとを対立させるという広く行なわれているやり方は、やめなければならない。》(Luhmann[1972=1977:50]) 規範的なものは、認知的なものとは対立させられたのだから、それ自体は事実的なものでありうるからである。

さて、Luhmann は、《構造》を《二重の選択性》においてみてと、たわけであったが、伝達過程を例として、ひとびとの交通の前提(=はじめの選択)についてつぎのようにのべる:《交通の前提は、ほんやりした、非拘束的なものとして現れる。その前提自身が選択されたものであることは、隠されたままであって、それだからこそこの前提は確実なものとする。》(Luhmann[1972=1977:48]) この記述は、言語ゲーム論の基本的なテーゼ——ゲームのルールは、そのゲームの内部においては可視的でなく、それを記述する(別の)ゲームにおいてはじめて可視的となる——に、まさしく対応している。

以上みてきたように、Luhmann の法の予期理論と、Hart の法のゲーム理論との照応関係は、十分に幅広いものである。Hart の議論が、経験的な法現象を記述・考察するのに、ある水準の分析能力をもっているとする、Luhmann の予期理論も、いくともそれと同等の能力をもつ、と言えよう。そのみならず、この2つの議論は、外的な類似にとどまらぬ、理論内在的な同型性をとらえているのである。

4

前節で見出された、両議論の広汎な並行性(parallelism)において、つぎのことが明らかとなった。まず第一に、予期の形成は、十分に駆使された場合に、法・規範を記述する性能が与わめて高いこと。Hart が当然のすえによく主題的にとりあげた、認知的なルールや複言語ゲーム状況も、予期理論は、法体系のなかで追尾し、かなりの程度まで再現することができる。第二に、しかしながら、予期理論の構造を細密に見ていくと、予期の概念それ自身に、はたしてLuhmann 自身が信じているようないみで、法・規範を‘形成’する能力があるのかについて、一貫した説明がなく、疑問に思われる。

そこで、本節では、この第2点——予期が法・規範を形成するか否かの疑問——について、さきだけ踏みこんだ考察を試みよう。ここでは、Luhmann の議論は言うなればひとつの対立である。焦点は、そもそも一般に、予期理論が、法・規範を分析する枠組みとして有効なものであるか否か、におかれる。予期理論にはここで、団体主義的・主体主義的な接近の典型としての意味合いがこめられている。

まずはじめに、予期(Erwartung)の基本的な概念設定がどのようなものであるかについて、もう

いちと根本的な反省を加えてみよう。予期は、つぎの3つの契機をもつ点で、方法論的に言って重要である:

- (1) 予期は、社会のなかにおけるある個体の遂行である。——この限りで予期は、局所的(local)な概念であり、社会は多数の予期によって充たされていることになる。
- (2) 予期は、社会的に生起する(である)事象についての、像(対象物)である。——予期は像であるからこの限りで、(たとえ予期自身も現に生起する事象であるにしても)事象(もしくは現実)ではありえない。しかしまた、予期は事象の像(対象物)であるからこの限りで、事象と無関連でもない。
- (3) 予期は、予期する現在よりも後に生起する(である)事象に関わる、未来予期的な、事前的な構成体である*。

(1)~(3)の諸契機を含む心的過程を有することは、人間(をはじめとする、ある程度の知的過程をなした存在)の、基本的な能力であるとしてよいであろう。

* 事前(ex-ante)であるという性質上、予期は、経験からの不可逆性(一種の矢動性)を帯びることになる。Luhmann はこれを定かたに、予期による法・規範の形成論を構想したのである。

予期理論は、この予期に注目し、それを議論の中心に位置づける。たしかに、知的存在にとって、予期はたまたま彼が遂行する偶発的な活動のひとつ、なのではない。知的存在は、かかる予期をもって、環境に対峙する以外に、在り様はないのである。予期は、(人間的な)身体のもっとも根本的な能力(のひとつ)である、と考えておいてよい。しかるに、予期理論は、このような理解にとどまらず、予期をもってその余の社会現象を説明しつくそう、とばかり。

社会現象は、たしかに説明すべき秩序をもっている、しかし、その秩序は、予期の有している秩序ではない。

予期は、定められたものではなく、他の予期とも整合的な、一貫したものでなければならぬ。予期は、有意味な秩序——世界——の成立とともに、可能となる。しかし、予期は、事前的な整合性であるにとどまるから、事後的な整合性——追首——をととめることはできない。むしろ違背は、予期ゆえに生じ、予期に不可避に随伴する。Parsons や Luhmann が気がいたように、‘不確定性’は、予期につきまとう根本的な問題である。そうであるとするなら、予期を解明したからといって、ただちに実現される社会秩序を解明した、ということにはならない。これは、上述の契機(2)、(3)に関連する問題点である。

これに対して、もっと重大で根本的な問題点は、契機(1)に関連する——予期は、各自の遂行する局所的な事象であるのに、実現される社会現象の秩序は、社会空間の全域にわたる事象である。予期理論による法・規範の形成論は、この局所性と全域性とのギャップを、最大の理論的困難とするであろう。ここで問題となるのは、社会(=空間の全域)における規範的秩序と、各身体(=局所)における予期との、相互的な接続性である。そこでわかれは、Luhmann の法の予期理論をきっかけとして、つぎの、法・規範の形成問題を、徹底的に考察しなければならない。

(予期理論における)法・規範の形成問題

：予期は、その集約的な帰結において、法・規範を形成しうるであろうか？

ひとびとの予期が重層・集積することを通じて、法・規範の如き社会秩序が形成される、という考

えは、社会理論の意思論的な構成と近い、とみられよう。その最初の登場は、社会契約説であった。法の予期理論は、必ずしも意識的・意思的なものではない「予期」の概念に基礎をおき、また Luhmann の場合には規範主義を標榜するなど、社会契約説のような合理主義的な構成とは少なからず隔たるものであるけれども、「社会以前」的な図体の心的素性から、社会現象の秩序を漢語的に導出しようとする企図において、本質的に変わるところはない。

法・規範の形成問題において典型的にあらわれているように、予期理論が導出しようとする社会現象の秩序は、上述の予期の諸契機(1)~(3)とは正反対の属性を示している。すなわち、

- (1) 社会現象の秩序は、諸図体の遂行の集合態において、見出される——この限りで、秩序は、全般的(global)な概念であり、諸図体はこの秩序のもとになびとめられていることになる。
- (2) 社会現象の秩序は、社会的に生起する事実そのものの秩序である。——社会現象の秩序は、その限りで、現実であり、ひとつの予期(像)の前提をなす。
- (3) 社会現象の秩序は、諸図体は相互作用する遂行の項下において、下断に実現されていく。

こうした諸契機(1)~(3)が認められることが、ある図身体=諸図体の集合を社会空間とみなしうるための、最小限の条件であると言ってよいであろう。

法の予期理論は、予期と法・規範とが、こうした諸契機の対照に示されるように、まさに対極的であるにもかかわらず、集合的な予期が社会の規範的な秩序をかたちづくる(Σ予期→秩序)、と主張する。この主張を論証しようとする例にとっても、反駁しようとする例にとっても、興味深いのは、この主張がいかなる付帯条件のもとでなされるのか、であるだろう。すなわち、論点をさらに噛みくだいて言えば、Σ予期→秩序、なる範式が成立するのは、

- (a) 所与の予期に無く条件が付されない場合か、それとも何らかの条件が付せられた場合(たとえば、特別のタイプもしくは特別の内容の予期を想定する場合)か?
- (b) 予期の集合の存在以外に、何らの条件を前提しない場合か、それとも、別に、予期とは独立の何らかの条件を前提しないと、秩序へと安定的に収束するとはかぎらないのか?

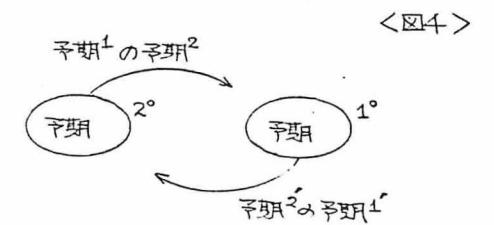
という疑問の形で、のべられる。こうした疑問(2a), (2b)が証明されることによつて、予期から出発する Luhmann の分析的な考えも、どの程度正当に権利づけられるものであるか、はっきりするにちがいない*。

* 我輩にわたるが、現在わが国理論社会学の主要な一潮流である「存立権造論」の主張は、欲求と実現して前提する点といい、また相対的な社会秩序とそれへの移行経路の存在を信ずる点といい、Luhmann の法の予期理論などのもつ主張(Σ予期→秩序)と、論理的にパラレルな関係にある。したがって、同論に関しても、ここと同様の検討が加えられるとするならば、まわめて興味ある理解がえられるにちがいない。両者は本質的に、功利主義の系譜に属し、社会理論の意思論的な構成と近縁関係にある。

さて、Luhmann の着眼点とは、予期の相互関係を扱うため、予期の予期(あるいは、予期の予期の予期、……などといった、高度に反射的な関係)の概念を導入した点にある。従来、予期理論の主張(Σ予期→秩序)は、予期の集合態から秩序を導出しなければならぬはずであるにもかかわらず、その出発点である一連の予期の布置連関と、明確に規定する道具立てを欠いていた。そこで、Luhmann は、予期の予期、……などの反射的な関係をたどること、予期の並列関係を図式内に描くに至ったのである。Luhmann によれば、Parsons の議論のこの修正は、法・規範の形成理論における「Parsons の誤謬」を、払拭するはずであった。

予期の予期、予期の予期の予期、……といった反射的な関係は、たしかに一連の予期を相互に関連づけるようにみえる。そして、予期理論による主張の前提(Σ予期)を記述・定式化する際に、有効であると信じられるかもしれない。しかしながら、この想定は、正しくない。予期の予期、……などの反射的な関係をもちこむことは、重要な前進ではあるけれども、社会空間における各自の予期の並列関係をとりだしたことにほかならないのである。

11. 「予期¹の予期²」、という最も単純な反射的な関係において、この事情を確かめてみよう。(1, 2 の符号は、識別のために付加した。)* 「予期¹の予期²」とは、予期²がなつたら、予期¹を予期すること、をいっている。予期²とは、予期¹と予期²との関係を支えている、能動的な予期(「予期するもの」)である。それに対して、予期¹とは、予期²によって予期され、予期²にとりこまれることで姿を現わすような、受動的な予期(「予期されるもの」)にすぎない。予期¹と予期²とは、決して対等な2つの予期なのではない。それは、予期²のなかで、不平等に対照されているだけである。「予期¹の予期²」と本当に対等なのは、「予期²の予期¹」である。これは、予期²が予期¹を見出した他言(1°)において、現にはたらいっている予期¹である。(予期¹と予期¹とは等しくない点に注意。予期²と予期²とも同様。)



予期とは、まさに何ごとかを予期しつつあることにおいて、予期なのである。したがって、ある予期を、そのような予期する能動性からひき割がして、なおかつもとの予期そのままに、対象化的にとりだすことはできない*。「予期¹の予期²」のなかで、予期されている予期(=予期¹)は、能動的な予期そのものではなく、予期の像である。予期の反射的な関係において、ひとは予期の像を際りうるにすぎない。

* 対象化的にとりだそうとしたとたんに、対象がもとのものとしての境を喪失してしまう、というこの逆説は、ゲームを支配するルールが、そのゲームのなかでは対象化的に論じられないのと、多少似通った事情にある。

もっといりくんだ反射的な関係。たとえば、「予期¹の予期²の予期³」の場合には、話がちがってくるのではないか、という疑問が、ここで当然生じるであろう。この例では、予期²は、たしかに予期¹を、能動的に予期しているのではないか?! —なるほど、だがしかし、それはやはり、みかけにすぎない。「予期¹の予期²の予期³」の全体を支えているのは、最後の予期³である。予期²は、予期³にとらえられ、予期³のなかで「能動的なもの」として賦活されているにすぎない。それは、能動的な「予期する予期」そのものではなく、その単なる像なのである。「予期の予期の予期の予期」……等についても同様である。

こうして、予期の反射的な関係を通じては、ついに、予期の並列関係を問題とするにいたりえない。予期の予期や、予期の予期の予期……において、予期(像)の並列を見渡しているのは、ある1つの予期である。この予期自身の布置(たとえば、予期²と予期¹との布置)は、予期の反射的な関係のなかにはあらわれることはできない。なぜならそれは、予期の反射的な関係と内蔵する、能動的な予期の相互布置なのであるから。

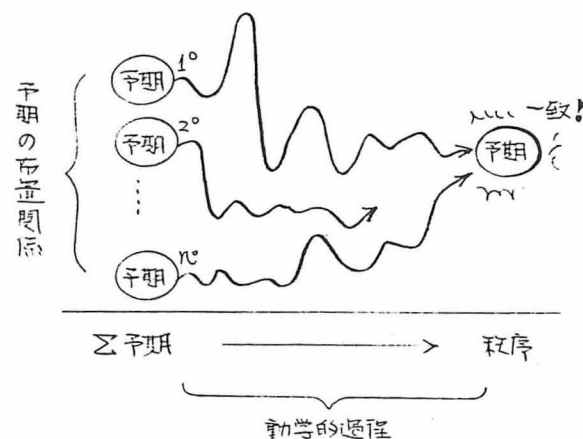
『法社会学』における Luhmann の中心的なアイデアが、予期の予期……をいじめとする、予期の

反射的な関係にあったとすると、以上の考察ははなはだ重要な意味を有する。予期は、反射的な関係のなかで重畳させることによって、予期理論がその出発点として必要とする、予期の配置関係を樹立することができないからである。したがって、予期の反射的な関係に（だけ）もとづくのでは、予期理論の主張（ Σ 予期 $\rightarrow$ 秩序）を支えることもできない。この理由は、つぎのように考えられよう。予期の予期……といった、予期の反射的な関係は、個体の心的過程の内部で進行する、局所的な事象である。それに対して、予期理論の主張（ Σ 予期 $\rightarrow$ 秩序）は、その前提も、また帰結も、全体的な事象なのである。したがって、両者は相違しない。

それゆえ、Luhmann は、あらためて予期の配置関係（すなわち、予期と予期との関係、予期の予期と予期の予期との関係、……）を問題としなければならない。そして、反射的な関係と内蔵し複雑さの度合をまたした予期の集合態において、法・規範の形成問題を追究しなければならない。実際 Luhmann は、多様反証のあとをのこしている。

Luhmann の議論に含まれる工夫のあれこれに目を向ける前に、いったん、（Parsons のレベルにまでひきかえするような場合となるが）予期理論による法・規範の形成問題の解決の試みの、基本的な見取りを確認しておこう。

最も単純な予期理論は、動学的安定性 (dynamical stability) の水準でのみ、議論を展開する*。各自の予期は、自らの行動決定を支え、現実の世界の——とりわけ、他者の行動の——事前的な指標を与える。予期はしばしば、また繰り返し互に見あひつながら、その内容を変化させてゆく（動学的過程）。このように各自の予期は可変的であり、また相互に整合的であるとは限らない。しかし、ある初期状態から出発した予期の配置関係が、動学的過程を経由して、ついに相互に（内容上）一致するにいたる、ということがありうる。（よくとも、そのような場合を言う。）最も単純な予期理論は、この一致をもって、（法・規範の如き）社会現象の秩序、と見做すのである。



<図5>

* Luhmann は、Parsons を、この稚拙な予期理論に分類する。

これは、すでに紹介しておいたように、Parsons が予期の反射的な関係を十分に考慮していない、と Luhmann が考えたからである。

この単純な予期理論には、いくつか問題がある。ひとつは、いかなる場合に、そのような一致（社会秩序）がえられるのか、特定できるかどうか、という問題である**。この問題は、*動学的安定条件*を特定すること、その内容として、条件は、予期の相互的な調整メカニズム、ならびに当初の予期の与えられ方に依存するはずであるが、それらの予期が収束するための必要十分条件をつきとめるのは、實際上、きわめて困難である。

** Parsons は予期理論の構想をとっているにもかかわらず、当初の配置関係にある諸々の予期が収束するか否かが、条件に依存するということがよく自覚できなかった。Luhmann の法・規範の予期理論の企図も、この Parsons に対する不満にもとづいている。

もうひとつの、そしてはるかに重要な問題は、各自の予期の一致をもって秩序の成立とみなしてよいのか、ということである。なるほどたしかに、社会的現実としての法・規範が成立しているときには——そして、経験の教えるところ、われわれの社会では明らかにそのような社会的現実が成立している——、法・規範（のような社会現象の秩序）に関するひとつの予期は、一致するであろう*。予期の一致は、ある社会現象に関して秩序が成立していることの、有力なメルクマールである。しかしながら、上述の議論を転倒させ、ひとつの予期が一致することをもって、社会現象の秩序の成立とみなすことは、決して妥当ではない。予期の一致と、法・規範のような社会秩序とのあいだには、明白な概念的落差が存在する。単なる予期の一致は、たまたま運成されたとしても、不安定であって、次の瞬間にも維持されるかどうか疑わしい。ひとつの予期は、柔軟であって、特定の内容に固着することなく変化していつてしまう。このような事態は、われわれの経験する法・規範の実態とも、また伝統的な当為と義務の観念からも、かけはなれたものではないだろうか？ この疑問は、予期理論の接近の根幹にかかわるものであり、動学的安定条件のような技術的な問題とは比較にならない、重大性を帯びている。

* 法・規範の成立がわれわれの明白な社会的現実であるとするならば、理論はそれを承認しさえすればよいように、思われるかもしれない。しかしながら、予期理論は、かかる法・規範を理論の内部で、前提からの演繹的な結論として、実証しようとする立場なのである。したがって、この実証主義の枠組みにとどまる限り、法・規範（のような社会現象の秩序）の成立を、理論は、承認してはならないのである。

法・規範が成立している場合、それに関わる予期は、それに反する事実が生起するとしても、安定的に維持されるであろう。Luhmann はこの、《抗事実的安定化 (kontrafaktische Stabilisierung)》に注目する。『法社会学』における、彼の第2の重要な工夫は、予期それ自身を、認知的予期/規範的予期、に二分したことであった。これによって、Luhmann は、予期でありながら抗事実的な安定性をもつ、規範的予期という概念用具を入手したのである。この予期は、事実に応答する加法的性格からは対極にあり、自らの固定的な内容を維持してやまない。《規範的予期》の概念は、本来、法・規範など社会の規範的構造 (normative structure) の有している抗事実的な安定性を、予期のがわに写しとったものである。

Luhmann のこの工夫は、上でのべた、単純な予期理論の重大な困難に、こたえるもののように思われよう。彼は、単なる予期（認知的予期）が法・規範を形成する、とは考えない。そのかわりに、規範的予期がひとつのあいだに一致してわけられたならば、それは社会現象の規範的な秩序であろう、と考える。たしかに一致した規範的予期は、単なる一致した予期とはちがって、安定的であってしかも当為=規範としての性能を発揮する。そこで Luhmann は、単純な予期理論の最大の難点は突破した、と見え、最初の問題——まちまち反（規範的）予期の配置関係がいかにして一致へといたっていくのか、という問題——へと向かうのである*。

** 一致した規範的予期がひとつに対して及ぼす規範的な作用は、しかし、予期の一致が生ずる以前にあらかじめ、規範的予期なる概念の内部に仕込まれてあったものである。この点では、Luhmann のこの工夫は、問題の解決ではなくて先送りにはきかない、とみるべきであろう。この論点については、後に再び論じることとする。

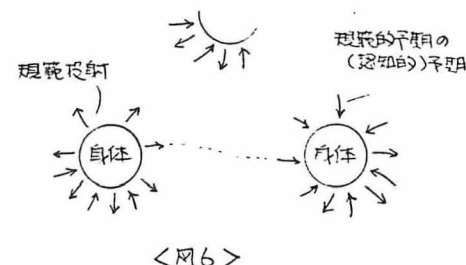
ひとつのあいだにひとつの規範的予期が、社会的現実としての法・規範を形成するためには、どうしても、いったん、ひとつの予期に宿った規範的な契機が、他のひとつへと向かって役付出され

る必要がある。これが、Luhmann の言う《規範投射》である。

規範投射における投射 (Projektion) は、規範的な契機を、局所 (各自の身体) から社会空間の全域へと送りつける。規範的な予期は、さしあたり各人が、身体内の心的な過程において、秘かに維持しているものである。この予期は、他者との交渉の過程 (社会過程) を通じて、しばしば維持されようとするが、これは、彼の (固定的な予期に裏付けられた) 固定的な行為 (身体の外形的な挙動) を通じて、他者にも確認できるものとなる。こうして、彼以外のひとびとに、彼の規範的予期のあり方が知られていくことが、規範投射の含意にはかならない*。

[* この含意は、予期理論の文脈に従ってわねわねがひきだしたものであり、もともと心理学に
おいと理解されているのは、少なからずずれている。

規範的な契機は、予期理論の枠組みのなかで、‘投射’されることと意味に考えられるためには、それが他者によって確認される、と考えるしかない。すなわち、一方の側からの規範投射は、逆の側からみれば、必ず‘規範的予期の (認知的) 予期’となっているはずである。規範投射と、規範的予期の (認知的) 予期とは、双対 (dual) な概念である (〈図6〉)。こうして、一方の身体から投げ出された規範的な契機は、もう一方の身体に吸収されてしまい、全域にかかわる規範としてとどまることができない。



〈図6〉

以上の検討で確認されたのは、つぎのことである：
第1に、規範投射の概念は、規範的予期の (認知的) 予期の概念と、双対であること。したがって、
第2に、規範投射のアイデアは、(i) 予期の予期 (あるいは 予期の反射性)、(ii) 認知的予期 / 規範的予期 の範囲区分、の2つを前提としなければ不可能であること。Luhmann は、『法社会学』において (i)、(ii) の工夫を積みだしたとき、同時に《規範投射》の概念によって法・規範の形成問題に解決を与えることを企図していた、と想像される。しかしながら、これらの工夫によっても、Luhmann の法の予期理論は、さらに単純な予期理論が直画したのと同様な (ただしより複雑な) 難問に行く手を塞がれている、とみえる。

《規範投射》の概念が、法・規範の形成問題を解決するにあたって、(必要ではあるにしても) 十分なものでないことは、Luhmann 自身もみとめている。Luhmann の複雑な予期理論が、いまのべた (i)、(ii) のふたつの想定に立っている以上、各自の複雑な予期の活動は、必然的に、それに匹敵する活発な水準の規範投射をうみださざるをえない。投射される規範的予期は、社会空間の全域にわたって確立した現実的な規範との事実的な対応を期待しないまま、各自が任意に抱えるものであるから、当然にも (現実的な規範と較べて) 過剰となる。それら過剰な規範投射が、《規範の含意獲得能力、一貫性、無矛盾性等》をどのように獲得してゆく (ゆかない) のか、を考えなければならない。

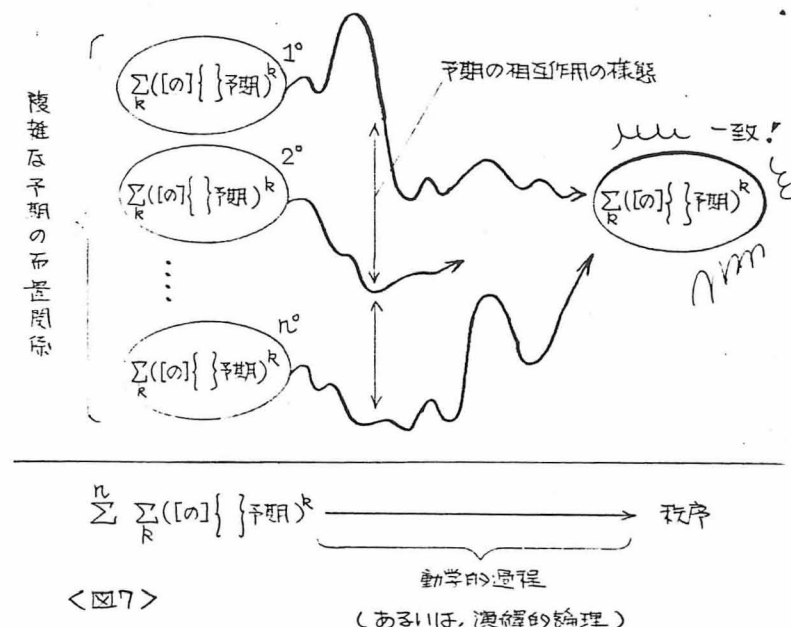
Luhmann の法の予期理論の問題状況を、整理してみよう。議論の前提としてモデルを用意しているのは、ひとびとの複雑な予期である。これは、(i) 反動的である、と同時に、(ii) 認知的 / 規範的の区分を施されている。簡便のため、下のような表記法を用いることもできよう。

$$\sum_k ([\text{の}]\{\text{予期}\})^k : \begin{cases} \text{認知的} \\ \text{規範的} \end{cases} \text{予期}, \begin{cases} \text{認知的} \\ \text{規範的} \end{cases} \text{予期の} \begin{cases} \text{認知的} \\ \text{規範的} \end{cases} \text{予期}, \dots$$

各自の予期は、このような内的構成を採っており、空間にはこのような予期が散在している。したが

って、それら複雑な予期の布置関係もまた、前提条件として、議論の前提となる。さらにまた、それら複雑な予期が、相互に作用しあい変容しあう様態もまた、議論の前提となる。これに対して、議論の帰結は、法・規範のかたちで、わねわねの社会的現実として成立している、社会現象の秩序にほかならない。これは、単純な予期理論の場合と同じである。ここまでも、〈図7〉に依ってみやすく整理すると、〈図7〉のようである。

この複雑な法の予期理論も、法・規範の実証理論であろうとするかぎり、如上の前提から、帰結を、演繹的に導出するのではなければならない。その演繹的な論法は (あるいは、動学的過程の介在は)、何らかの補助仮説を用いるものであって種々なが、決して、帰結すべき秩序の内容を支配するものであってはならない。さもないと、同語反復の謬誤によって、たちまち理論の実証性を根柢から破壊されてしまうことになる。



〈図7〉

Luhmann の法の予期理論の成否は、議論の前提から帰結を導けるかどうかにかかっている。これは、相当に困難な問題であると思われる。ところが Luhmann は、この点について比較的樂觀しているようである。彼は、議論の前提である、複雑な予期の布置関係を、《規範の過剰》とよんでいたが、これをむしろ、《法の生成そのものをはじめて可能にする》(Luhmann[1972=1977:71]) 基礎的なもの、とみなしている*。ここで Luhmann は、彼のシステム理論の理説を、補助仮説 (のひとつ) として導入したいらしい。システムは規範的予期を、むしろ過剰に《需要》するのであり、それとの関連において《法が選択的な構造たりうる》、というのだ (Luhmann[1972=1977:71])。この指摘は、‘複雑性の縮減’という、法・規範の機能論的説明の主題とは合致するかもしれないが、いかなる過程を通して‘縮減’が達成されるのかを、このモデルに即して演繹的に展開しているわけではなく、実証的に成功しているとは言えない**。

[* 《規範の過剰》とは、下の不等式の11みするところと、おおむね等しいであろう：

$$\sum_k \sum_k ([\text{の}]\{\text{予期}\})^k \gg \text{秩序}$$

[** もしも《法が選択的な構造》たることを‘説明’に用いたと理解すると、ここで Luhmann ののべていることは、同語反復の謬誤となってしまう。

『法社会学』の行論のなかを、Luhmann が〈図7〉にいう‘演繹的論理’のために用意した理路をもとめて、もう少しばらばら探索してみよう。

第1に、Luhmann が《予期の過剰》についてのべているあたりの記述が注目される。《予期を規

範的に予期することによって、前者の予期様式を規範的な規制に服せしめることができる。》これは、規範投射とよく似ているが、この範囲をふみこえた事実のあることの箇所であって、一方の（たとえば個体 1° の）規範的予期が、他方の（たとえば個体 2° の）予期の様式はこの場合、規範的予期（または認知的予期）であるべきだ、という内容であるとする、この（1° の）規範的予期が、実際（2° の）予期の様式を規範的に拘束してしまうことを言っている。——こうした作用は、予期のあいだにはたらく相互作用の様態として、ありうるものではあるが、そのひとつにすぎない。また、単なる一方の（1° の）予期が他方（2°）に対して《規範的な規制》として作用するというのは、論理に飛躍がありすぎる。にもかかわらず、Luhmann はつづける：《規範的予期様式と認知的予期様式との選択的規範化はそれ自体可変的》であるのだから、《どちらの様式で予期するかという選択が制度にされている限りはならない》。こうして《他人の予期を予期しようということは、人間の変因生活を基礎づける重要な結果なのである。この基礎のうえにはじめて、——予期連関を形成することが可能となる。》（Luhmann[1972=1977:57f]）

《予期連関》は、《他人の予期を予期しよう》こと、各自の予期が、他者の予期をその内容として、であるという。これは、前提であった諸々の予期の布置関係が、おのれの局所性を克服して、一致へといたる第一歩となる。こうした《予期連関》が可能となるためには、しかし、予期様式の選択的規範化が必要だ、と Luhmann は言う。この規範化がどうして訪れるのか、われわれは、予期理論の前提からの神祕的な導出を手にしていない。

第2に注目されるのは、違背処理の《象徴過程》をめぐり、Luhmann の論述である。《違背》の出現は、《予期の継続性》を危くし、《確立した予期の果たしていた帰還作用を停止させてかぬない。》そこで《解決のためには、……予期の一般化された機能レベルにおいて、予期を表出し違背を処理するという《象徴過程》により、予期そのものを回復しなければならない》（Luhmann[1972=1977:63]）、という。

これもまた、〈図7〉にいう、予期の相互作用の様態のひとつである。《違背処理》とは、ある予期の表出であり、それが同時に多くの他の予期にも受け入れられて、ひとつの予期を維持・安定させるようにはたらく、とみられている。これは、論証されるはずの予期の‘一致’へ向かう、有力なルートであるかもしれない。しかしながら、この《象徴過程》は、無前提に作動するものではない点に、注意が必要である。その場合の前提とは、ひとつとがある（規範的）予期をわけもっている、という点である。さもないと、違背の処理を通じてなされた予期の表明が、多くのひとつのあいだに‘一般的に’作用していく、という《象徴過程》が機能する余地もないであろう。こうして、法の予期理論の‘前提’のひとつであるかにみえた《象徴過程》は、かえって‘帰結’である予期の一致を更なる前提として潜りこませている、というべきであることになる*。

* こうした循環論の嫌疑がいたるところで立証されると、Luhmann の法の予期理論は、実証主義的な法の分析論ではなくて、1個の形而上学であると判定されてしまうであろう。

《違背処理》の典型は、《制裁》である。二つとも事柄は同じであって、明瞭な《制裁》が発動されるためには、誰がどのような違背をなしたのかをめぐり暗闘——まったく無前提の、複雑な予期の布置関係は、このような相対性のもとにおかれるはずである——の力学が、すでに決着していることが必要であろう。《制裁》が予期に及ぼす効果は、否定しようもないが、《制裁》が作動するための条件を、法・規範のごとき社会現象の秩序の成立とは独立に、予期の概念（のみ）にもとづいて規定できるれば、《制裁》概念を、法の予期理論における演繹的論理に組みこむことはできないはずで

ある。

《制裁》概念はさらに発展して、《物理的実力 (physische Gewalt)》にいたる。Luhmann はこの概念を、《法》に本質的に付随するものとして位置づける。《行動予期の整合的・一般化を実現するためには、物理的実力な適法的な予期の側に用意されていることが、依然として不可欠である。それは、反社会的な個人を適法的に動揺づけるために——したがって予期の予期のレベルで——不可欠なのである。》《法の諸メカニズムの整合性は、法が物理的実力によって担保されていることを人々が予期する、という予期に基礎を有することになる。》（Luhmann[1972=1977:127f]） こうした指摘は、法に関わるわれわれの経験的現象にまったく合致したものではある。しかし、《物理的実力》もまたひとつの予期の一定の布置関係を前提にして、はじめて発動できるはずであるのに、Luhmann はこの点を必ずしも特定していない。このようにあいまいな位置づけの《物理的実力》概念をのこしているところに、Luhmann の法の予期理論が、法・規範の形成問題を実証的に解決していないことの、証左をみることができよう。

第3に、《行動予期の制度化 (Institutionalisierung)》に関する、Luhmann の議論をみよう。《規範投射》の《衝突》や《予期相互の矛盾》——〈図7〉の図式における、前提——を、Parsons とは異なり、《全く通常の現象》であるとする Luhmann も、そこには一定の《許容限度》があるのは当然、とする。この《許容限度》の範囲内で、規範的予期は実効的なのであるが、その範囲とは、《第三者がもっと想定される予期の予期によって支えられうる程度》である、という。

ここで Luhmann が、予期する者と行動する者とからなる《二極モデル》をはなれ、《任意を及ぼす可能性のある第三者》を登場させていることは、方法論的にみて、まわめて重要である。《第三者》とは、現実には予期し行為しているわけではないが、《場合によっては》予期し行為する者、現に予期し行為するひとつの《予期の地平》にあらわれる者、である。《一つの社会システムに関与する者は、実際上右の三つの機能（＝予期することと行為することと第三者であること：注）すべてを同時に果たしている。》（Luhmann[1972=1977:76f]） たしかにこれは、われわれの社会的経験ではある。しかし、法の予期理論において、Luhmann はいかなる位置づけでこれを論ずるのか？

《第三者》とは、現実の予期者・行為者ではなく、可能的、潜在的な予期者・行為者にすぎない。《第三者》は具体的に特定できる身体を有さない。不特定の身体を有する非在の社会成員である。《第三者》の仮定の身体においては、予期と行為の緩和が仮託される。さらに〈図7〉に示したように、法の予期理論の実証主義的な構図は、具体的な身体を有した人々の予期の集合的あり方から議論を出發させた。もしもここに、《第三者》のような仮定の社会成員を大量に登場させて、社会現象の秩序の形成を論じようとするなら、当初、法の予期理論を支えていた方法論的個体主義の構図は、大幅に後退してしまうことになる。《第三者》の導入の仕方ひとつで、どのような社会現象の秩序があるかと、導出できてしまうであろうから*。

* 《第三者》という概念設定はいけなく、ここでの「非在」ではない。それは、われわれの社会的現実の構成素である。問題は、それが、前提である複雑な予期の布置関係のなかからどのように派生してくるかが明示されておらず、それは法の予期理論の実証的な企図と衝突する、ということなのである。

《第三者》とは、（規範的）予期と行為とは社会体系のなかで調和することを示す、象徴的な身体である。それは、ルールを成立を象徴する身体でもある。Luhmann は《第三者》を導入せざるをえなくなったとき、彼は、Hart の法のゲーム理論へ向けて、すでに一歩を踏みだしている、とみるこ

とかできよう。《関係ある第三者が不特定であり、匿名であり、測りかたく、また問うことができない存在であるからこと、制度の信頼性と同質性は保障される。その基礎は、特定の第三者が制度とは異なった予期を具体的に持つための足掛かりをすべてはずしてしまうことに存する。》(Luhmann[1972=1977:82])

第4に注目されるのは、《意味》である。《意味は、多様な体験可能性を、間主観的に疏通可能なしかたで統合する役目を果たす》。《この意味統合は、平常の場合には、他人の予期を現実的・意識的に予期すること、すなわち他人の体験を支体験することをも下要ならしめるのであり、----意味から意味へと近道をたどって事を運びことを可能にする。》(Luhmann[1972=1977:93f]) 《意味》はこのように、予期を節約するイデオロムのようなものであり、‘予期の相互作用の様態’の一角をかたちづくる。この《意味》を考えると、Luhmannの法の予期理論は、どのように変化するのか？

《意味》の契型は、ことばである。《意味》は、上述のような‘間主観的な疏通性’を有するためには、ことばのように符号化され、形式化される必要がある。《意味》は、そのような‘間身体的な形式性’たることによって、身体と身体とを、したがって予期と予期とを、仲介することができるのである。しかるに、こうした形式性たる《意味》は、ある‘社会現象の秩序’にほかならない。予期理論の実証的な描図は、これを(複雑な)予期から、演繹的に導出するはずであった。上述のように《意味》を導入することは、この描図を彫刻させることになる*。もしも、《意味》あるいは‘間身体的な形式性’を前提に議論をはじめるのであれば、それはむしろ、〈言語ゲーム〉論のアプローチである。

* もちろん、ひとびとのあいだに《意味》ないしことばの疏通性のようなものを仮定しておいて、その上で、法・規範のような、より表層的な社会現象の秩序の成立を定証しよう、とする構想もありうる。この場合、法の予期理論ははじめに稱っていたような、過激な方法論的個性主義の色彩は、相当稀薄になり、しかも部分的となってしまう。

以上のように Luhmann は、予期理論による法・規範の形成問題を追究しながら、諸々の予期の相互作用の様態の考察に際して、自らの実証的企図と結びつかないような、あるいは自らの実証的企図に逆行するような、指概念に頼ろうとしている。むしろ、〈言語ゲーム〉とルール概念を、密輸入しては、演繹的推論の破綻を湖塗している、と言わなければならない**。

* Luhmann は、Parsons の議論を批判して、《肝心なところであいまいな言い方をすると、このパーソンズの文体の特徴》(Luhmann[1972=1977:30]) などと言っているが、Luhmann 自身もこれと五十歩百歩であることを、ここで明示しておく。

われわれは、すでに p.14 で、ルールと(集合的な)予期とが互換的であることを示しておいた。そうであるとしても、〈図7〉における‘予期の相互作用’を100%支配してしまうものこそ、ルールにほかならない。予期の相互関係を理解する、もっとも手とり早くて完全な途は、(としてもしかすると、唯一の途は、)ルールに注目することである。《匿名的な行動統合によつて、通常の場合、具体的な予期と予期とのかみ合わせを意識にのぼせることは全く不必要となる。この行動統合は、具体的な予期の統合に代わる一種の象徴的略号として機能する。導向への志向によって、予期への志向は不要になる。》(Luhmann[1972=1977:44]) 予期の内容と相互関係を確定するために、ルールが必要であり、その逆(すなわち、ルールを確定するために、予期が必要であるの)ではない、とす

れば、Luhmann の法の予期理論は Hart 流の法のゲーム理論の前で、敗退を余儀なくされるのではないだろうか。

*

本節ここまでの考察によって、Luhmann の『法社会学』における法の予期理論が、成功しているとはいえないことをみた。

それでは、Luhmann の不成功の原因は何であろうか？ それは、彼がたまたま立論にミスを買ただけで、賢明な理論家であればカバーできる性質のものか、それとも、もっと何か根本的な原因にもとづくのか？

われわれは、原因を、Luhmann の法の予期理論の実証的な描図とそれ自体のなかにも求めることができると思う。Luhmann の展開した法の予期理論から、同語反復や循環論の誤謬を取り除いていっても、その当初の実証的企図を貫徹することは無理である。それは、彼の理論の前提のゆえである。

『法社会学』で、Luhmann が予期理論を拓充するためにみせた重要な工夫は、2つあった——ひとつは、単純な予期に加えて、予期の予期、予期の予期の予期、----といった一連の予期の反射過程に着眼したことであり、もうひとつは、すべての予期を、認知的予期/規範的予期に区別したことであった。前者、すなわち予期の反射を考慮すべきであるという指摘は、まことに当然のことである。それに対して、後者、すなわち認知的予期/規範的予期の区別が正当化できるかどうかについては、ここであらためて、検討しておく方がよい。

われわれは、規範的予期、なる概念は成立しないのではないかと、という根本的疑義を呈する。

まず、‘予期’の概念そのものが、多少な仮設的なものである。それは、予期理論の実証的な描図のなかで、前提としての位置を与えられているのであって、それ自身は経験的な事実とどのような対応をもつかもたないかは、二義的である。

‘認知的予期/規範的予期’の区別は、さらに仮設的である。この2つの予期は、法・規範の形成問題にとりくむ Luhmann によって、理論の前提の位置におかれたものである。‘規範的予期’は、この Luhmann の法の予期理論の内部で、法・規範を演繹的に導出しおけることによつて、その存在を保つべきものである。‘規範的予期’には、符号化された規範的契機がそなわっており、それが予期の相互作用を通じて、法・規範へと結節するにいたるはずであった。しかし、われわれの検討によれば、Luhmann の論証は成功していない。しかも、これは単に、論理構成の上での不手際にとどまるとは考えられない。‘規範的予期’なる概念が、そもそも矛盾しており、不合理な設定なのではないか、とまで疑うべきであろう。

‘規範的予期’概念の成立は、さしあたり、認知的予期/規範的予期、の区別に依存している。そこで、この区別について、考えてみよう。

認知的予期/規範的予期の区別は、経験的には、いつでも樹てられるはずである。その場合、前提となっているのは、社会的現実としての‘規範’が成立していることである。ひとびとは‘規範’を体験し、それに対応する心的経験をもち、規範的予期もそのひとつであってよい。ひとびとは、この‘規範’をわけもつ限りにおいて、ものごとを‘規範的に予期’したりすることができる。その場合、彼は経験から学ばないであろうか、この予期の抗事変性は、もともとだせば、ひとびとの経験の原因である‘規範’に由来する。——この、規範の経験論においては、事象の第1原因は、すでに客観的な現実としての存在をえている‘規範’にあり、ひとびとはそれに対して反応する。認知的予期/規範的予期、に関して Luhmann の与えた概念的な区別は、こうした反応を操作的に識別したものの

にほかならない。

Luhmann は、彼の法の予期理論に、この法の経験論の与える概念的な区別を転用する。予期理論はすでにくりか之のべたように、経験的現実である‘規範’の存在をカッコに入れ、理論の帰結として演繹をはかるというものである。この、法・規範の形成問題は、法の経験論と、実証手続きが逆向きであり、またはるかに困難である。‘規範’のような、全域的な社会形象の存在を仮定するなら、その作用が各局所に一様に (uniformly) 及びことは容易に考えられるけれども、各局所に於いた概念から、(これらの一統性をとくに仮定することなく) ‘規範’のような全域的な社会形象を導出することは、とて易いではない。あまゝ言之、規範的予期が、本当に何らかの規範的契機を含んでいるかどうか、問題である。

まず、認知的予期/規範的予期、という区別は、予期を実証的に分類識別するものではない。予期は、すべて知覚がそうであると同様に、規範化の作用をもとめる。予期される‘何か’は、社会的に成立したカテゴリーであり、予期が外れたからといって、このカテゴリーまでもが放棄されることはない。このいみでは、すべての予期が、規範的予期である、と言いうる。

それにもかかわらず、認知的予期/規範的予期、という Luhmann の区分を、予期理論のなかに位置づけようとするれば、予期のうち、法・規範后に關連する(ことになる)部分だけを、‘規範的予期’とよぶことにするしかない。だがこれは、法の経験論への逆もどりであり、悪くすると循環論法に陥る。また、法・規範を参照しないうで定義を下すとするれば、‘規範的予期’をどのように再定義すればよいのかさへ不明である。

さらに、もっと根本的な問題点として、予期が、(法・規範などのようないみで) ‘規範的’であるということが可能か、という疑問がある。Luhmann は、《規範的予期》を、《違背から学ばないという注意》(Luhmann[1972=1977:50]) によって特徴づけたが、この拘束力の原因は何であるか? もしもこの拘束力が、予期する本人の‘意志’に起因するとするれば、抗事実に予期が固守されたなら、そこには意志の持続を見出せることだろう。しかし、意志は‘自由’であって、いつそれまで持続した決意を翻えようとおかしくない。意志の自己拘束力は、われわれがしる法・規範の拘束力と、まったく性質の異なるものではないだろうか。

またもしも、この拘束力が、何らかの自己とりきめ、もしくはルールを原因とするものとする。予期する本人は、後刻、この拘束に従わないかもしれないが、それはルール違反であって、こうしたルールがはじめから存在しないとは異なる*。しかし、このように考えるなら、Luhmann のアフロートは Hart の法のゲーム理論と区別がつかなくなる。

* ‘私的言語の不可能性’を主張する一派のひとつ(たとえば、S.A.Kripke)は、たったひとりの個体を支配するルール、という觀念に難色を示すかもしれない。しかし、私は、個体や集合体よりもルールのほうが基本的だと考えてるので、あえてこのように理解することにする。

このように、どう考えるにせよ、規範的予期なる觀念のなかに、Luhmann が彼の法の予期理論で当初全図していたような実証的構図をみたすべき、‘規範的な契機’をみとめることには無理がある。全域からみれば仮定された、個体=身体のなかに、あらかじめ、全域的な社会形象である‘規範’を仕込んでおくことは、論点支取を冒さぬかぎり、不可能ではないだろうか?

前節では、Luhmann の法の予期理論の問題性を、その原因に溯って問いただした。本節では、この予期理論の問題性と、より広く、社会理論の接近法一般にのみまおして、理解してゆきたい。

予期理論の問題性を考えることは、少し枠組みを広げてみれば、社会理論の個体主義的な接近と空間論的な接近とを対比することへと、通じる。個体主義的な接近とは、予期のような、個体内在的な何らかの属性や概念装置をもって、演繹的に理論を構築する場合をいう。これに対して、空間論的接近とは、個体主義的な接近をとるかわりに、社会空間の全域にわたる何らかの属性や概念装置を仮定し、そこから演繹的に理論を構築する場合をいう。空間論的接近は、‘規範’をめぐる社会理論の循環を回避すべく試みられた、新たな実証的方法である。

法・規範の形成問題を通じて明らかとなったように、予期理論、ひいては個体主義的な接近にもとづく理論には、根本的に困難がある。そこで私は、空間論的な接近の有望性を、本節を通じて示してみよう。

Parsons や Luhmann が展開した予期理論は、啓蒙思想においてピークに達した合理主義的社会觀が、姿をかえ、たどりついた、最期の形態である。その限界をみたわれわれは、あくまで実証的-理論的志向にたちながらも、ととる啓蒙思想の時代以来の古典的な実証論のモデルや枠組み、すなわち個体主義的な接近を、離れてみるべき時期ではなからうか。

社会(科)学における個体主義は、原子論(atomism)からの圧倒的な影響を受けている。原子論(ないし、要素分析し、全体を合成する方法)は、近代の自然科学において、大きな成功をおさめた。そしてそれは、集合論に立脚する数学をふくめ、理論的知識のもっとも有力な——殆んど唯一の——方法論として君臨している。

社会(科)学においても、個体主義的な分析の努力は、なるほど重要である。それはほぼ、理論を実証的に植根しようとするということと、同義でもあった。だが、社会理論の場合、全体の創発的特性を、諸個体の含有する(支配的な)特性から導出しなければならない、という要請は、それほど致命的に重要であるか?

複合的な社会現象の総体である社会を、なにかある要素的な存在から派生したものととして、分析的に把握する努力は、科学のもつ最小限の formalism に合致している。そのかわりでわれわれは、これを承認し、支持しよう。しかるに、もしも社会理論の個体主義的な接近が、こうした formalism のもとに自己整形しようとするれば、少くとも、

(i) 派生されるはずの社会から‘汚染’されていない、個体=主体の無垢な純粋性、

(ii) 社会の派生を論証する手段の、社会過程からの分離・独立性、

の2つを、要請されよう。しかるに、法の予期理論をみた所に明らかとなったように、“実証的な科学”を支えるはずの、この2つの前提は、脅かされている*。

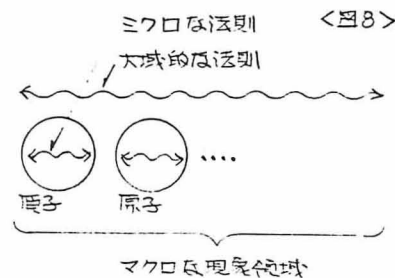
* 近代経済学における‘成功’などを例にあげて、個体主義的な接近が上の(i),(ii)によって脅かされているとは言えない、と反論するむきもあるかもしれない。だが、近代経済学は、社会現象のなかの相対的に分離された一領域を扱うという優位に恵まれているだけなのであって、ここでの主張を無効にするような反例ではない。

はじめに、(i)の点から考えよう。社会に‘汚染’されない個体=主体というものを、考えることができるか?

われわれが日常的にしていることのできる諸個人は、すべて社会過程のなかに生まれている。もしも社会

過程からまったく孤絶して生存する個人がいたとしたら、それは「異常」ないし「病理」現象と考えなければならぬだろう。そもそも、われわれがある個人を知るといふ手続きが、社会過程そのものにはかならない。——このような具合で、われわれの知る諸個人は、社会のある局所的なあらわれ (locality) にすぎず、社会から隔てられた何らかの実体ではない。われわれの社会的現実にとって、原子論は、きわめて不自然な想定である*。

* 西史古代の原子論が、実体的な存在論であつたとすれば、われわれの原子論は、法則間の階層性として理解すべきであらう。原子 (と想定されるミクロな現象領域) の内部では、ミクロな諸法則が作用する。これは、原子の挙動を規定し、マクロな現象領域を基礎づける。マクロな現象領域では、マクロな法則 (性) が観察されるが、これらは原子 (と想定されるミクロな現象領域) の内部へは、はい、つかない——このような一方向性 (階層性) がみとめられれば、この定証の方向は、ミクロな諸法則からの濃縮 (概観論的集約) によつて、大域的な法則を導出することに終られよう。



さて、これにもかかわらず、個体の純粋性を仮定するとすれば、そうした個体の諸特性は、(社会的) 文脈に依存しない、機械的なものとなる。しかし実際には、厳格にこのような立場を押しとおすことは、困難である。たとえ Parsons は、「他者と協調する一般的な傾向」のような経験的命題を個体の行動原理として持ちこもうとばかり、また Luhmann における予期概念は、社会的文脈を個体の内部にとり入れるための工夫である、とさえみられる。このような、方法論的な密輸入と絶縁して、一貫した個体主義的接近によつて社会理論を構築しようとはかると、おそらく、はるかに奇妙な、われわれの社会的経験とはほど遠い機械的なモデル——昆虫社会のような——が出来上つてしまふにちがいない。

われわれが具体的に知っている人間諸個人のあり様から、社会から絶縁された「個人」なるものを抽象するのは、至難である。理念的に考えることは、不可能ではないかもしれない。それを操作的に画定するのはむずかしい**。説明のためのかかる「個人」を無理やり実体として抽出しようとはかるよりも、むしろ、経験的な諸個人をそのまま観察し、それらを社会が各々に与える「効果(effect)」において読みといていく方が、はるかにストレートであると思われる。

** Rawls の試みは、このような理念的な「個人」から出発する、数少ない試みのひとつと理解できる。しかし、その結論の必然性は、すくなくとも私には、全く承認しがたいものである。

つぎに、(ii) の点について考えよう。上述のように社会の「汚染」をまねがれた個体から、社会を演繹的に派生する論法は、(論点失取でなしに) 存在するのだろうか？

社会的な文脈から隔離された個体なる仮構の実体から、社会への信憑、他者への信頼を導出しようとする努力の失敗——これは、Husserl の他者問題に、典型的に明らかであり、Parsons、Luhmann らの予期理論による法・規範の形成問題においても、同様に見とめられる。これらはいずれも、法・規範、あるいはそれに類する社会の全体的な特性を先取りすることなしに、そうした論法が存在しないことを示唆している。

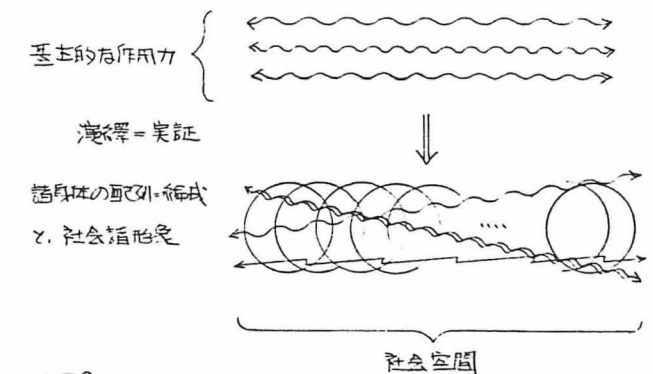
それである。むしろ、実証的な構図においてその帰結と位置づけられていたもの——社会の規範的な構造——から、その一部を抽出し、新たな実証的な構図の前提として置きなおした方が、よいの

ではなかろうか。社会(科学)は、そうした空間の最終極で基本的な作用のひとつとして、規範(あるいはルール)の概念を、採用すべきであると思う。これは、社会(科学)と、伝統的な主体の形而上学から離反はなつたための、理論的革新の作業の第一歩である。

実証的社会理論という、すぐ個体主義的な接近を考へてしまうのは、主体の形而上学による裏切であろう。われわれの身体の外形的な形状を第一義的な手掛りとして、団体=主体を、諸個人の背後に実体指定してしまうのは、固定観念として、再考しなくてはならない。むしろ、社会契約説に采、社会制度の自体的内部で(また社会理論においても)正則な形象として登場し今に至っている、団体=主体の観念を、社会的な諸想定を十分に帯びた社会形象として、社会の局所的な鏡像として、とらえてみてはどうだろうか。

われわれの社会的経験を通しても、諸個人は身体の物理的存在によつて支えられているとみえる。しかしこの身体は、ある(社会的)原子の存在を模倣づけるものだと考えられる必要もない、また、その内部によりミクロな自足的現象領域が含まれているという境界を示すと考えられる必要もない。それは、そのうえで社会現象が生起する、ひとつの場所(topos)である。身体それ自体は、無定型なものであつて、積極的な記述にはあたらないかもしれないが、それはルールに内属することで、ルール環の一隅となる。身体のうちでは、多様なルールが適合し、それらが織りなす社会形象として、個人=人間が成り型される、のである。

このような接近を、空間論的と呼ぶとすれば、これは、個体主義的接近に至る、新たな実証主義的社会理論となる可能性がある。その妥当性と効力のほどは、今後の展開にかかっているけれども、Hart の、そして Foucault の議論は、こうした空間論的な接近の支配的な業績と思われるのである。



<図9>

空間論的な接近の場合、実証的な構図において前提をなすのは、いくつかの基本的な作用力 (elementary operations) である。これらは、諸身体 (と物性) の集合態である社会空間上を波及する、特定の性能を仮定される。これに対し、理論の経験的な妥当性を判定する外部基準は、われわれの知る社会を構成する社会形象と社会法則のすべてである。これら外部基準に的中するように、基本的な作用力の特定の組合せによる演繹的推論が実行される。——これが、空間論的な接近の、実証的な構図である。ここで主体は、一連の作用力の適合において説明されるべき、社会形象のひとつであり、個人は、理論上がならずとも重要な位置を占めない。そして、このような理論構成は、Luhmann の予期理論のような個体主義的な接近によつては、決して代替されないであろう。

この考察のラインを、さしごとに、もう少しだけ追つておこう。

空間論的な接近をとる社会理論の成否は、ひとえに、基本的な作用力 (いわば、社会事象の原基) としていかなるものをたてるか、にかかっている。ここで、(基本的) 作用力について、簡単な説明を試みよう。それは、いさゝかも神秘的な概念ではない。

作用力は、社会空間を波及するものと考えられている。社会空間は、諸身体が集まりであるのだから、この作用力は当然、いくつもの身体の間を透過していくのでなければならない。このため、この作用力は、「間身体的」と形容される。さて、作用力の透過性は、その間身体的な不変性、と叫びかえてもよい。果たして、このような奇妙なものを、想定することができるであろうか、といふことができる。しかし、その経験的な対応物は、比較的容易にみとめられる。「言語」がそれである。あるいは言語ならずとも、身体がその運動を通じて互にたどりうる諸形式であれば、それでありうる。これらをもとめて、便宜上「言語」とよぶことにすれば、これを空間の作用力とみとめることは、さしあらずである。

* こうした形式性は、特定の身体と起源（始発点）とすることなく、空間にとどまっているので、空間の全域にわたる特性としてだけ、記述できるはずである。この種の「規範」は、初期理論が法・規範と導出できなかったのとはほぼ同様の理由で、個体主義的な接近の更なる描画のもとでは、導出できない。

＜言語＞は、社会空間の創発的な特性であり、すべての社会事象の成立に関与する。そして、この作用の形式性は、人間の身体の間をのみならず、それ以外の場所でも発現されたり増幅されたりすることはない*。

** 遺伝子の配列や物理現象における粒子の配置の規則性などは、ここでいう＜言語＞の形式性にはあたらない。＜言語＞の形式性は、こうした自然現象からの差分において存し、操作的には、自然現象として生起する確率分布からはとうとう説明されないものとして、統計学的に確立することになる。

＜言語＞という作用力は、その本性からして、諸身体に一律に作用しようとする。しかし諸身体は、そのような形式の一貫性には解済できない、相互的な位置関係を、社会空間のなかで保つてある。こうした相互的な位置関係——諸身体の場所論(topology)——を表現するには、＜言語＞という作用力では足りない。そこで、＜言語＞に補充されつつ、諸身体に場所論的にはたらく作用力を、考えてみるべきかと思う。それは、とくに至近に対してはたらく＜性＞、そしてとくに遠隔を経由してはたらく＜能力＞、に大別されよう。こうして、われわれは、＜性＞、＜言語＞、＜能力＞という、3つの独立な作用力を、実証的な描画の端緒として手にすることになる**。

*** 私は、空間論的な接近による一般的な社会理論の具体化として、「記号空間論」なるものを描写しているが、それは、この、＜性＞＜言語＞＜能力＞の3つを基本的な作用力とする理論である。それは、＜言語＞にまず注目する形式主義的な発想を土台としているため、＜言語＞派社会学、と称される。

基本的な作用力をどのように仮定するか——それは、個々の理論家の直観に、さしあたりは任ぜられなければならない。しかし、これがどのようにえらばれるにせよ、それは、宇宙の端緒的な実体であるわけではない。たんに、社会空間の全体像を派生させるための、端緒的な実体として指定されたにすぎない(＜図9＞を参照)。それら作用力は、当分のあいだ、自然科学の体系の内部で基礎づけられることはないのであるが、これは、われわれの時代における自然科学と社会科学との領域分限の、当然の帰結である。Saussure, Lévi-Strauss は、自然現象と文化的・社会的現象とのあいだに、こえがたい不連続のあることを指摘した。これを、構造主義の基本テーゼとよびうるとすれば、これは、構造主義およびそれ以降の社会科学にとって、無視できない指針となる。

構造主義の基本テーゼ、ならびに、Wittgenstein の＜言語ゲーム＞論の、含意をじっくり検討す

れば、つぎのような理解がうまれる——社会空間は、さまざまなルールを張りめぐらしたゲームの渦巻きである。それは総体として、ひとつの閉じた空間をかたちづくる。

このような空間は、Hart が指摘したように、その内的視点/外的視点を分離させる。社会空間の全貌を、通常のいみで客観的に、見通すためには、その外的視点をとることは必要である。しかし、＜言語ゲーム＞なる総体には、その＜外＞はありえず、またその外的視点もありえない。しかも、社会理論の展開という学的活動その自体が、社会的な活動であり、社会空間の内部のどこかに位置づけられているはずである。したがって、社会空間の理論的な解明をめざす社会理論は、その文脈において、所有の困難にみまわれよう。

これまでみるべき成果をおさめたいくつかの空間論的な接近——Lévi-Strauss の構造人類学にせよ、Hart の法理学にせよ、Foucault の考古学にせよ——は、それぞれこの困難をかいくぐってその言説の効力を保障するための、独断的な文法をもっている。しかしその解決は、特殊であるため、これらの文法は弱点ともかみとなえてあり、すぐさま採用できるものではない。一般的効力を有する理論的言説をいかに編成するかを問う、文法問題は、まさにわれわれの直面する課題である。

このように前途は決して平坦ではないが、空間論的な接近は、賭けるに値する社会理論の挑戦的な企画のひとつなのである。(160枚)

文 献

- Durkheim, Emile 1893 De la division du travail social, Paris. =1971 西原典記訳、『社会分業論』、青木書店。
- Hart, H.L.A. 1948-1949 "The Ascription of Responsibility and Rights", Proceedings of the Aristotelian Society → 1951 Logic and Language (Flew, A.G.N. ed.): 145-166. Blackwell.
- 1961 The Concept of Law, Oxford U.P. =1976 矢野龍渓訳、『法の概念』、みすず書房。
- 橋爪 大三郎 1980 「言語ゲーム論考」、(未発表)。
- 1984a 「不可視の法/不可視の権力」、『記号学研究』4: 147-159。
- 1984b 「法の言説的権力論」、(未発表)。
- 1984c 「論評：宮台真司『行為理論の再構成』(1983)」、(未発表)。
- 橋爪 大三郎・志田 基与師・恒松 直幸 1984 「危機に立つ構造-機能理論——わが国における展開とその問題点——」、『社会学評論』35-1(137): 2-18。
- 今田 高俊 1977 「ゲイム理論の存在条件」、『社会学評論』27-4(108): 22-41。
- Luhmann, Niklas 1972 Rechtssoziologie, Rowohlt. =1977 村上浩一・久本佳平訳、『法社会学』、岩波書店。
- 宮台 真司 1983 「行為理論の再構成——規範論的視角——」、(未発表)。
- 1984 「法現象の本質規定は可能か?」、(未発表)。
- 大澤 真幸 1984 「論評：宮台真司氏「法の本质規定は可能か?」」、(未発表)。
- Parsons, Talcott 1937 The Structure of Social Action, McGraw-Hill. =1976 村上敬・厚東洋訳、『社会的行動の構造 1 総論』、木鐸社。
- 1951 The Social System, Free Press. =1974 佐藤勉訳、『社会体系論』、青木書店。
- 恒松 直幸・橋爪 大三郎・志田 基与師 1982 「Parsons の構造-機能分析——彼自身による展開/その批判的再構成——」、『ソシオロギス』6: 1-15。